

北栄町まちづくりビジョン

平成23年1月

(改訂 平成26年 3月)

(改訂 平成27年 9月)

(改訂 平成30年12月)

北 栄 町

目 次

1. まちづくりビジョンの策定趣旨	1
2. まちの将来像	4
3. まちづくりの基本目標	4
1 げんきなまちづくり(産業・観光・交流)	4
2 ゆたかなまちづくり(教育・文化・スポーツ)	5
3 えがおのまちづくり(健康・福祉・子育て)	5
4 やさしいまちづくり(環境・安全・生活)	5
5 みんなのまちづくり(コミュニティ・町民・町)	6
4. 町土のランドデザイン	6
5. 施策の体系	8
6. 施策の基本方向	9
第1編 げんきなまちづくり	9
1 農業の振興	9
2 働きやすいまちづくりの推進	14
3 観光の振興	18
4 交流の推進	22
5 移住定住の促進	24
第2編 ゆたかなまちづくり	25
1 未来をつくる教育の推進	25
2 文化・芸術の振興	32
3 スポーツの振興	34

第3編 えがおのまちづくり	36
1 健康づくりの推進	36
2 福祉の充実	38
3 子育て支援の充実	44
第4編 やさしいまちづくり	48
1 環境にやさしいまちづくりの推進	48
2 安全なまちづくりの推進	57
3 住環境の整備	60
4 地域情報化の整備	62
5 交通基盤の整備	63
第5編 みんなのまちづくり	65
1 男女共同参画社会の推進	65
2 地域活動の推進	67
3 行財政運営の効率化	69

1. まちづくりビジョンの策定趣旨

(1) 背景、現状 — 拡大から縮小の時代へ

これまでの大量生産、大量消費による経済成長時代には、GDP（国内総生産）が経済的な豊かさの指標の一つとしてとらえられ、右肩上がりの経済成長が国民の幸福度の向上であるとされてきました。

しかし、近年では少子高齢化の進展と人口減少時代の到来により、町を取り巻く環境は大きく変化しています。北栄町の人口は平成7年の17,228人をピークに減少に転じ、平成22年国勢調査では16,000人を割るものと予想されています。今後も自然減に加え、社会減の同時進行でさらなる人口減少が加速するものと思われます。特に、高齢化に加え、少子化の進行は著しく、昭和55年では3対2であった子どもと高齢者の割合が、平成7年に1対1となり、平成22年にはその割合が逆転し、1対2になるものと予想されており、人口減少、少子高齢化は確実に進んでいます。

また、合併後の着実な事業実施の一方で、公債費の負担（借金の返済）が11億円台と引き続き高い水準にあり、下水道会計をはじめ、国民健康保険会計など特別会計への繰り出しも大きく、一層の財政の硬直化が進んでいます。

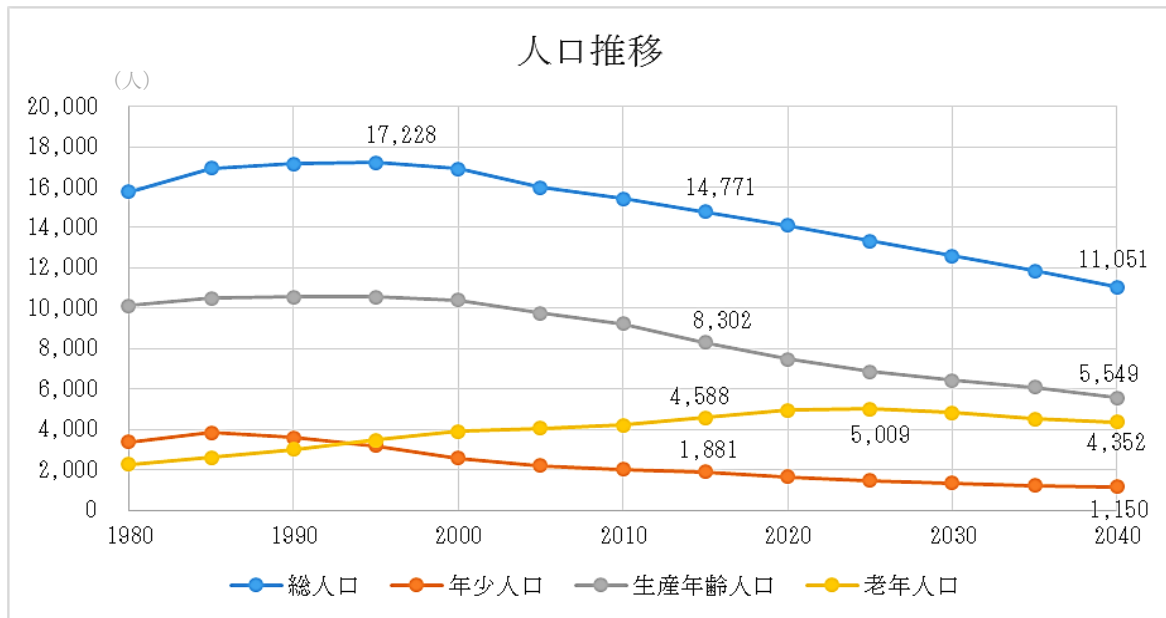
このために、持続可能な財政に向け、事業の厳選、事務事業の見直し、使用料の見直しとともに、町は行政情報の公開により町民に町政に関心を持って監視してもらうことが重要です。

そしてこのような現状にあっても、町民生活の喫緊の課題に対応するためには、時代の要請とともに視点を変え、縮小することのチャンスを見逃さないことが大切です。規模は小さくても、よりゆとりと活力のある生活を実現するために、地域資源を積極的に活用した生産活動や暮らし方を大切にした町民満足度の高いまちづくりを行うことが求められています。

●総人口

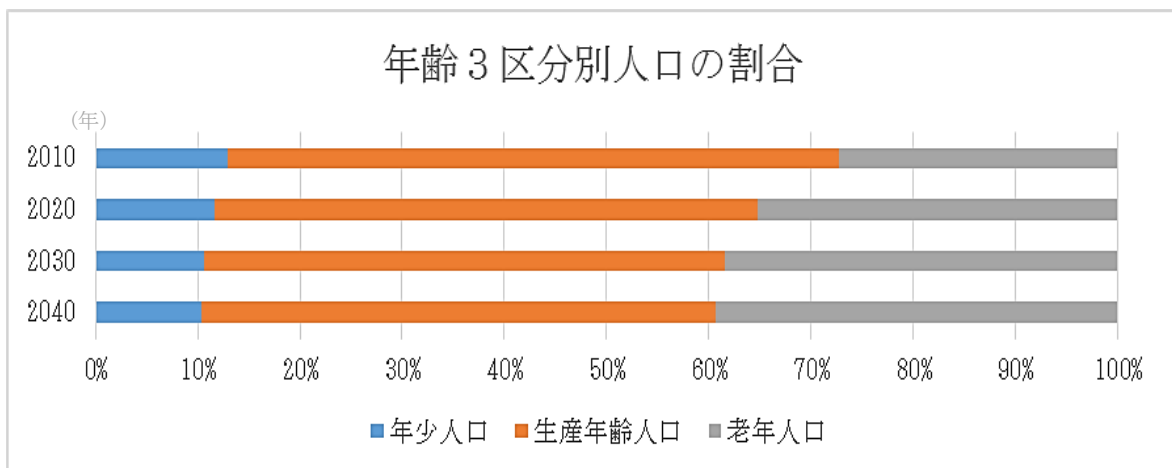
総人口は、1995年（平成7年）の17,228人をピークとして減少し続け、2015年には14,771人と15,000人を下回り、2040年には、11,051人と推計されています。

総人口を年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分を見ると、年少人口と生産年齢人口は、総人口の傾向と同じように減少を続けますが、老年人口は、2025年に5,000人を超え、それをピークとして微減していくと推計されています。



●年齢別人口

年齢3区分の割合は、老年人口の増加により、2040年には、総人口に占める65歳以上人口の割合が、約4割になります。



(2) 中長期の将来ビジョン策定の趣旨、必要性、位置づけ

平成 17 年 10 月に北栄町が誕生し、5 年が経過しました。この間に自治基本条例、男女共同参画基本計画など町政運営の基本となる条例・各種計画の策定などで基礎固めを行い、合併協定の着実な実施と特色を活かしたまちづくりに取り組んできました。特に、平成 19 年 4 月には、県内初となる自治基本条例を施行し、町民が町政に参画し行政と協働する基本ルール、及び自治体経営の基本原則を明確にして町民に約束しました。

しかし、昨今の危機的ともいえる経済状況の影響により、町を取り巻く状況は不透明で厳しいものがありますが、北栄町の持つ特徴をみますと、交通の要衝、県内有数の農業地帯であることなど、将来へ向けた発展の可能性は十分にあります。

一方では、自分たちの地域のことは自分たちで決めようという地域主権の取組が進められています。地域主権の実現により国と地方自治体は対等な関係になりますが、町民と町も対等、協働の関係を維持するためにも、町民一人ひとりがまちづくりに参画し、責任を持ってまちの将来を決定しなければなりません。そのためには 10 年程度の中長期の歩むべき道筋を明らかにし、町民の知恵と力を結集した羅針盤が必要であると考えます。

このビジョンは、このような現状を踏まえた上で、中長期の課題とその解決に向けた方向性を明らかにするとともに、これからは経済的な豊かさだけでなく、町民の心の豊かさを実感できるまちを目指し、町民と協働して町の発展に取り組むための町政運営の指針ともなるものであり、この対象となる期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。

ビジョン策定に向けては、策定過程への町民参画を大切にし、町民の意見や夢を取り入れたものとし、策定後も新たな課題の発生など、状況に応じて必要な検討を加え、見直しを行っていきます。

また、策定後の町政運営にあたっては、「北栄町まちづくりビジョン」を町の最上位計画と位置づけ、これにより毎年度の予算編成において財政状況を考慮しながら具体施策、個別事業を検討し、将来像の実現に向けたまちづくりに取り組めます。

また、平成 26 年に国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策 5 原則等をもとに、北栄町では平成 27 年 8 月に「北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この総合戦略は、北栄町まちづくりビジョンの中で人口減少に歯止めをかける項目を抽出したもので、平成31年度までPDCAサイクルを確立し、「まち・ひと・しごと創生」を力強く進めていくものです。

今後5年間人口減少に歯止めをかけるという観点で、総合戦略を一体的に活用しながらまちづくりに取り組みます。

2. まちの将来像

まちづくりの方向を踏まえ、まちの目指す将来像を次のように掲げます。

人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち

美しい白砂青松と肥沃な黒ぼく大地などの恵まれた自然環境や、永年培われてきた歴史や伝統、文化など誇るべき財産を守り、北栄町が確実に前進し、町民一人ひとりが物理的な豊かさはもちろんのこと、安心して心豊かに暮らしていることを実感できるまちを目指します。

3. まちづくりの基本目標

まちの将来像を実現するためのまちづくりの基本目標を次のように掲げます。

1 げんきなまちづくり（産業・観光・交流）

産業が活発で、観光・交流により様々な人が行き交う活力（げんき）のあるまちを目指します。

農業者と商工業者の元気とやる気を大切にし、若い農業者にも夢と魅力のある農業の実現と、農商工連携や、町の活性化につながる取組を支援します。

名探偵コナンというオンリー・ワンの観光資源や、恵まれた自然環境などを活かし、さらに魅力を高めることで、特色ある観光振興を図ります。

また、国内における他圏域との人的・物的交流を積極的に推進し、交流人口の増大を図るとともに、将来を担う子どもたちに国際理解の機会を提供することで、国際感覚豊かな人材育成を図り、町民が主体となった国際的な交流活動を推進し、交流により人が行き交うまちづくりを行います。

2 ゆたかなまちづくり（教育・文化・スポーツ）

子どもがのびのびと育ち、文化・スポーツを通じ、だれもが生涯をゆたかに過ごせるまちを目指します。

豊かな自然環境を活かし、子どもをすくすく育てます。また、町民一人ひとりが人権を尊重した幸せな暮らしができるまちづくりを目指し、誇りある北栄町の文化財の保存・活用とともに、優れた芸術に親しむ機会の提供や、芸術活動を推進し、文化の薫るまちづくりを行います。

また、いつでも、どこでも、だれもができる、生涯学習・生涯スポーツを振興します。

3 えがおのまちづくり（健康・福祉・子育て）

子どもから高齢者まで、だれもが健康でニコニコとえがおで過ごせるまちを目指します。

職場や地域における健康づくりに取り組み、若い世代から高齢者までの健康的な生活習慣の確立を促進します。

子どもから高齢者まですべての人が、住みなれた地域で生涯を安心して暮らせる地域社会を築きます。

特に、子育てを総合的に支援し、安心して子どもを産み育て、子育てと仕事を両立できる環境を整備します。

4 やさしいまちづくり（環境・安全・生活）

環境や人にやさしく、だれもが快適で安心して住めるまちを目指します。

未来の子どもたちに豊かな自然環境を継承するため、白砂青松の北条海岸に立ち並ぶ風車をシンボルとして、積極的に循環型社会を築きます。

また、あらゆる災害を想定し、町民が互いに助け合う自主防災組織を整備し、緊急時の連携強化を図ります。さらに、交通事故や犯罪の未然防止については、それぞれの地域が協力し合い取り組みます。

快適・安全で人にやさしい交通基盤の整備を推進するとともに、誰もが恩恵を享受できる情報通信基盤の整備に努めます。

5 みんなのまちづくり（コミュニティ・町民・町）

みんな（コミュニティ・町民・町）による協働のまちを目指します。

町民が自らのまちは自らの手で創り、守り、育てる「町民自治のまち」の実現を図ります。

人権を尊重し、男女共同参画の実現や町民と町の協働によるまちづくりを推進します。そのために必要な情報の共有を進めます。

また、広域行政の取組では、1市4町による圏域の自立と発展のため、中部圏域における定住自立圏構想の取組を積極的に推進します。

将来へ向け住民の満足度を高めるため、より一層の行財政改革に取り組み、健全で持続的な財政運営を推進します。

4. 町土のグランドデザイン

山陰道がJR山陰本線と並行し、鳥取米子間がおおむね1時間で結ばれるその中間点にあり、東西の広域交流軸を形成しています。

また、北条湯原道路が南北の広域交流軸を形成し、広域交流の拠点と位置づけられます。

さらに、広域交流軸と並行して東西に走る県道羽合東伯線、上井北条線等により広域交流軸を補完し、中部圏域内の市町を結ぶ地域交流軸として位置づけられており、これらを活かしたまちづくりに取り組みます。

①立地条件を活かした土地の利活用検討

広域交流軸の東西軸と南北軸が交差するエリアは、企業・商業施設の誘致を進めることで、商業の活性化と雇用を創出する産業振興拠点として位置づけられます。

また、道の駅周辺地域を結ぶ観光・周遊ルート等の観光情報を発信することで、広域交流の拠点として位置づけられます。

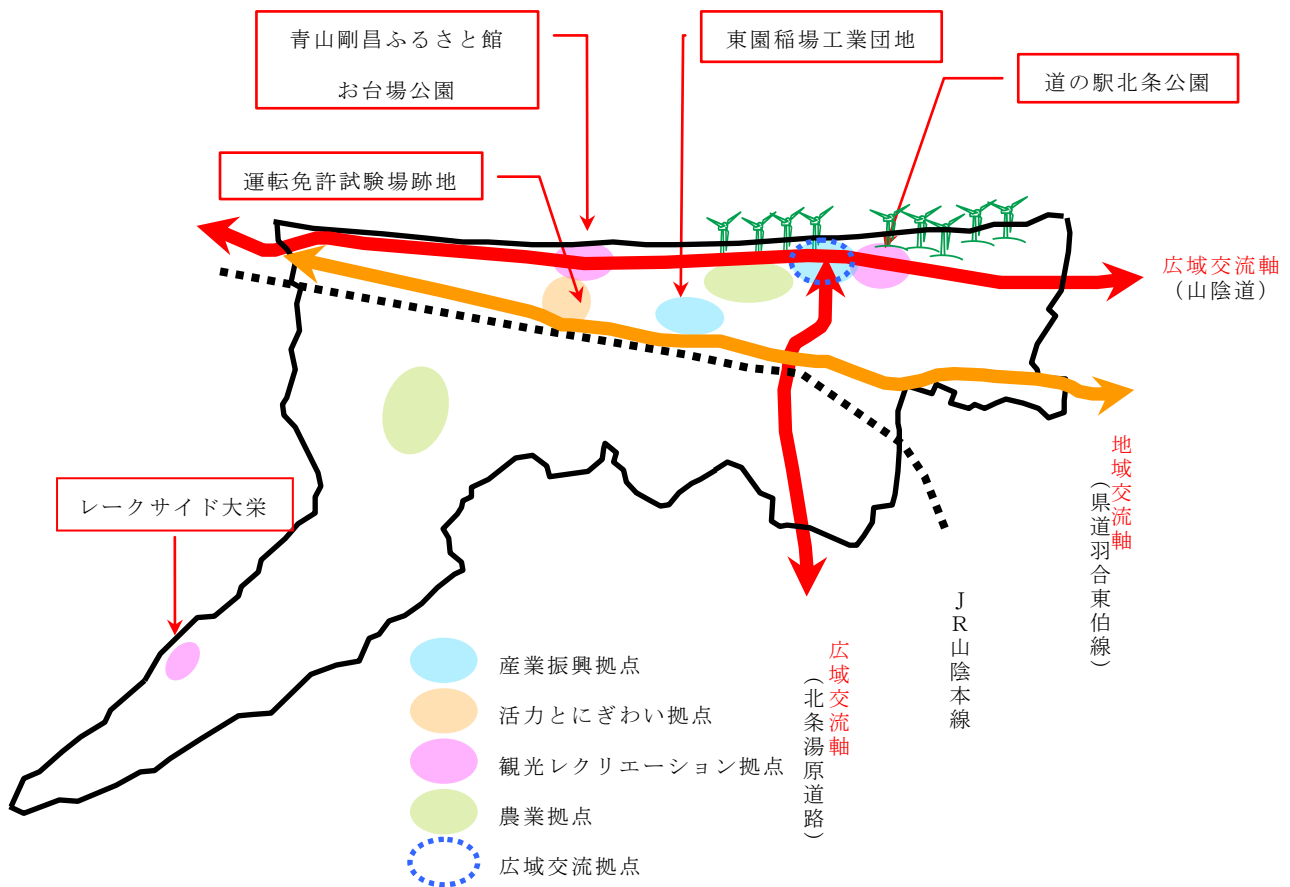
このほか、運転免許試験場跡地については、魅力ある「コナンの里づくり」を推進するための利活用を検討します。

②砂丘地の利活用検討

道の駅北条公園周辺エリアを含めた海岸部の砂丘地は、町の重要な資源であり、自然環境の保全に努めるとともに、砂丘地農業の将来像とあわせ、魅力ある景観を形成するような利活用を検討します。

③丘陵地の利活用検討

南部に広がる肥沃な黒ぼく地帯では、地域の自然条件を活かした多様な農業が営まれており、基幹産業として重要な位置を占めています。豊かな自然環境と必要な森林の保全とともに、西高尾ダム周辺をはじめとするレクリエーション等の多角的な利活用を検討します。



5. 施策の体系

将来像	基本目標	基本施策	具体的施策
人と自然が共生し 確かな豊かさを 実感するまち	げんきな まちづくり	農業の振興	活力ある産地づくり 農業担い手の育成・確保
		働きやすいまちづくりの 推進	商工業の振興 雇用対策の充実
		観光の振興	観光資源の活用 広域観光の促進
		交流の推進	交流の推進
		移住定住の促進	北栄暮らしの支援
	ゆたかな まちづくり	未来をつくる教育の推進	地域を支える人材の育成 学校教育の充実 人権教育の推進 生涯学習活動の推進
		文化・芸術の振興	文化活動の推進
		スポーツの振興	スポーツの振興
	えがおの まちづくり	健康づくりの推進	健康づくり活動の推進
		福祉の充実	地域福祉の充実 高齢者福祉の充実 障がい者福祉の充実
		子育て支援の充実	結婚、出産、子育てに安心、喜びを 感じられる環境づくり 子育てと仕事の両立支援
	やさしい まちづくり	環境にやさしいまちづく りの推進	再エネ・省エネ活用によるまちづくりの推進 環境にやさしいライフスタイルへの転換 ごみの減量化と適正処理の推進 上水道の整備 下水道の整備
		安全なまちづくりの推進	地域防災・危機管理対策の充実 生活安全の整備
		住環境の整備	住宅・広場の整備
		地域情報化の整備	情報化の整備
		交通基盤の整備	交通基盤の整備
	みんなの まちづくり	男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の環境整備
		地域活動の推進	協働活動の推進
		行財政運営の効率化	開かれた町政運営 健全な財政運営

6. 施策の基本方向

第1編 げんきなまちづくり 第1章 農業の振興

1節 活力ある産地づくり

【現状と課題】

北栄町の農業は、水田、砂丘畑、黒ぼく畑、樹園地に概ね区分されており、水田では多くの地域で、集落営農が営まれております。砂丘畑では、長芋、ブドウ、ラッキョウ、芝等が栽培され、黒ぼく畑では、スイカをはじめ多品目にわたる野菜、花き等が栽培されております。また、山間部に位置する樹園地では、梨・柿が栽培されています。

本町では、生産者（一丸となって高品質農産物づくりに特化）と、JA系統組織（集荷・選果能力を高め、市場での有利販売につなげていく）が互いに連携する形態が、地域に根付いています。この形態が有効に機能した結果、「大栄西瓜」など、ブランド化に成功している反面、価格が青果市況に大きく左右され、近年の川下からの値下げ圧力も相まって、適正な対価が得られない場合も多くなってきています。

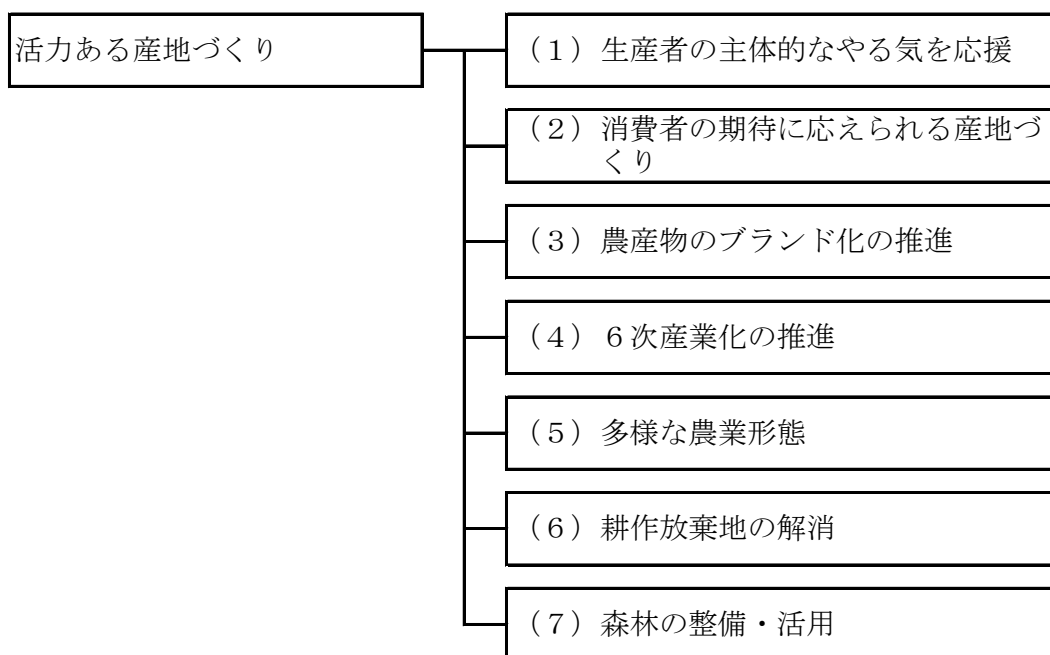
農産物の加工販売については、パートナーとなる事業者とのマッチング、「付加価値」の決め手となる商品企画力の発案、販売網の構築が容易ではないことにより、取組が本格化していません。

森林については、林産物の生産、水資源の確保、自然生活環境の保全等、地域経済と町民福祉の発展に果たす役割は大きく、これらの森林の適正な施業を推進していくことが今後の課題となっています。

【施策の基本方向】

- ・今後、FTA・EPA^{*1}の締結やTPP^{*2}の署名など、貿易自由化の加速や高齢化に伴う生産者の減少等に備え、野菜等のブランド化を徹底して推進するとともに、本町の生産基盤を維持、継承していくため、地域に根ざした大規模・集約的経営の在り方を模索する必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

（１）生産者の主体的なやる気を応援

- ・生産組織等が主体的に取り組むがんばる農家プランや産地パワーアップ計画等の産地振興プラン*³を支援し、産地のやる気を引き出して活力を育みます。
- ・生産者の声を大切に、農業情勢の変化に迅速に対応した農業施策を、生産者及び関係機関・団体と一体的に進めます。
- ・高齢者・女性にも適した軽量野菜・花き等の生産振興を図ります。
- ・全国的にも珍しい砂丘地農業を、未来へつなげる魅力ある農業として栽培面積の維持・拡大を図ります。

（２）消費者の期待に応えられる産地づくり

- ・野菜、花、果樹、水稲、畜産など、多様でバランスある産地づくりを進めます。
- ・産地の活力創出に不可欠な生産・流通施設等の整備を支援し、特産農畜産物の品質向上と消費者の期待に応えられる安全・安心で安定した農畜産物の供給ができる産地づくりを進めます。
- ・近隣自治体との切磋琢磨・連携を通じて、「食のみやこ鳥取」を支える中核地域の発展に努めます。
- ・地産地消を推進するため、学校給食など地場産物の積極的な活用に努めます。また、食育の推進として、農業体験学習の機会の創出を図ります。

（３）農産物のブランド化の推進

- ・生産者と行政、JAなど関係者が連携して、都市部をはじめとする大消費地での北栄町農産物のPR、直売を行い、ブランド力強化を図ります。
- ・県の研究施設やJAなど農業関連施設が立地する本町の強みを活かし、鳥取県園芸試験場や東伯農業改良普及所などと連携して、新品種・新技術の開発、保護、普及のため、品種開発から産地化まで一連の取組を戦略的に推進します。

（４）6次産業化の推進

- ・商品のブラッシュアップや販路開拓のための研修会や商談会を開催し、商品開発や販路開拓等を行う者を支援します。
- ・6次産業化に取り組む地域連携組織を支援します。
- ・直売や契約販売、農産物加工の推進を図り、特産農畜産物の付加価値を高めます。

（５）多様な農業形態

- ・地域の特産農産物を活用した農家レストラン等、農産物の加工・販売まで一体になった取組を積極的に支援します。

（６）耕作放棄地の解消

- ・町農業再生協議会を継続させ、農地の再生利用、営農定着活動等の取組を行います。
- ・企業が農業参入することにより、耕作放棄地を含めた農地の集積を行い、解消を進めます。

（７）森林の整備・活用

- ・枯れ松山林について、植林、保育事業に取り組みます。
- ・未整備森林の間伐事業により、森林の整備を進めます。
- ・竹林の適正管理を行い、森林の環境改善を図ります。
- ・砂塵被害から農地を守る役割を果たしている海岸保安林について、松くい虫被害の防除対策として継続的に空中散布事業を行うことにより、砂丘農地の保全を図ります。
- ・白砂青松の景観を取り戻し、人や自転車の行き交う空間づくりを推進します。

【施策の目標】

項 目	平成 2 6 年度の実績	平成 3 2 年度の目標	備 考
主要品目の単価	<ul style="list-style-type: none"> ・西瓜 2,785円/ケース ・長芋 379円/kg ・らっきょう 483円/kg ・ぶどう 704円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・3,060円/ケース ・420円/kg ・530円/kg ・770円/kg 	1割アップ
町内のイチゴ栽培面積	1ha未満	4ha	
イチゴ栽培における雇用創出	—	5人/ha	
新たな商品開発及び新たな販路開拓	商品開発 2件 販路開拓 2件	25件 (5件×5年)	

【用語解説】

***1 FTA (自由貿易協定) ・EPA (経済連携協定)**

いずれも国・地域間の輸出入に係る関税の撤廃・削減等を定めた国際協定。

***2 TPP (環太平洋戦略的経済連携協定)**

貿易自由化を目指す経済的枠組み。加盟国間で取引される全品目について、関税を原則的に100%撤廃しようというもの。

2018年3月、11か国による「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定)」が署名された。

***3 産地振興プラン**

生産者や生産組織等が、農業産地の振興のため、自らが目標、振興方策の具体的方法、関係機関・団体との役割分担、実現に必要な農業施設・機械整備などをプランとして策定し、その実現に向けて行政が支援する取組。

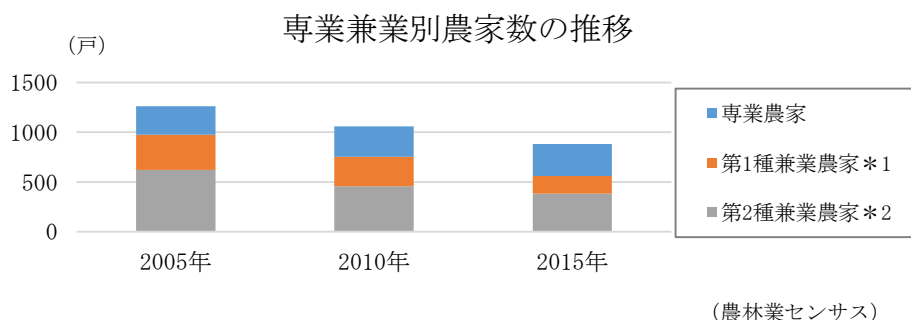
2節 農業担い手の育成・確保

【現状と課題】

農業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、北栄町における農家戸数、新規就農者も長期的にみると減少しています。現在、町内の農業者の約半数が65歳以上であることを踏まえ、今後、次世代の担い手農業者を安定的に確保し、早期に育成していくことが必要です。

一方で、最近では他産業を離職し就農に関心を示す若年層も増加する傾向がみられることから、この機をとらえ、新規就農を啓発し、新規就農者を確保・育成するための支援を集中的に講じていくことが必要です。

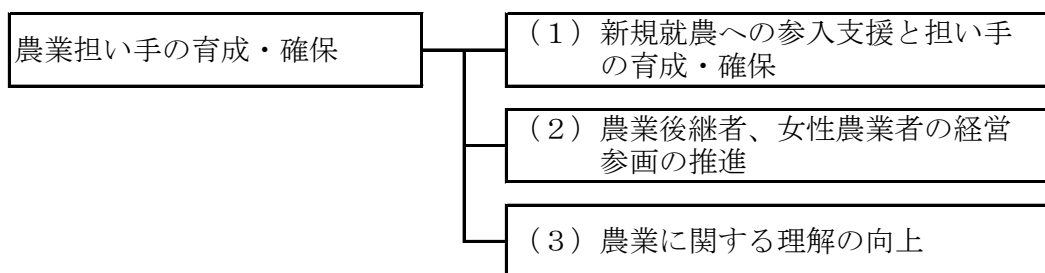
また、北栄町農業の魅力を発信する一環として、収穫体験を通じた消費者との交流を推進するとともに、町内学校の給食への供給といった地産地消の取組や、子どもたちによる農業体験を通じた食育活動を推進する必要があります。



【施策の基本方向】

- 子どもたちや若者が農業に魅力を感じる取組を行うとともに、I J Uターン^{*3}による新規就農者の受け入れ、集落営農組織^{*4}の拡充や企業の農業参入などを推進し、多様な農業担い手の確保・育成を図ります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 新規就農への参入支援と担い手の育成・確保

- ・北栄町農業の魅力を発信します。
- ・将来、地域の担い手となる新規就農者や認定農業者*5、集落営農組織、法人等の育成確保を図ります。
- ・就農・営農相談機能を充実し、新規就農や農業参入、第三者への経営委譲に関する情報発信・意識啓発に努めます。
- ・関係機関・団体と連携し、農業後継者、I J Uターンの新規就農希望者などの育成を進めます。
- ・集落営農組織に必要な施設・機械等の基盤整備を支援し、担い手機能の強化を図ります。
- ・企業等の農業参入を支援します。
- ・雇用確保のため「農作業人材紹介センター」（農業版ハローワーク）を設置して雇用のマッチングに努めます。

(2) 農業後継者、女性農業者の経営参画の推進

- ・認定農業者の共同申請、家族経営協定*6等を推進し、農業後継者及び女性農業者の経営参画を促進します。
- ・女性農業者のやる気、ゆとり、安らぎを大切にし、活力を育みます。

(3) 農業に関する理解の向上

- ・農業後継者が育つ裾野を広げるため、関係機関・団体と連携し、農業体験や食農教育の充実を図り、町民の農業に関する理解の向上と、子どもたちが農業に親しみが持てる環境づくりを推進します。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
新規就農者数	7人/年	10人/年	
認定農業者の共同申請数	3経営体	5経営体	

【用語解説】

*1 第1種兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

*2 第2種兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

*3 I J Uターン

Iターンは、都会に生まれ育った人が、地方での暮らしを志向して移り住むこと。Jターンは、再び戻るものの、出身地に近い途中の地域に移り住むこと。Uターンは、進学や就職で出身地を離れた後、再び出身地に戻り移り住むこと。

*4 集落営農組織

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う活動組織。

*5 認定農業者

経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成し、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

*6 家族経営協定

農業経営にたざさわる家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

第1編 げんきなまちづくり
第2章 働きやすいまちづくりの推進

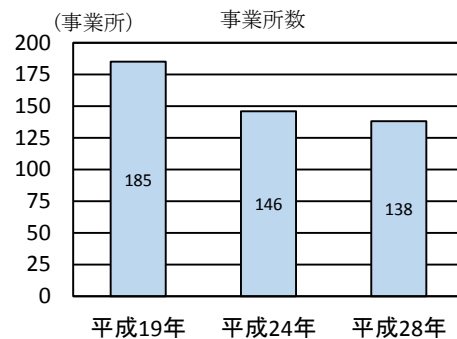
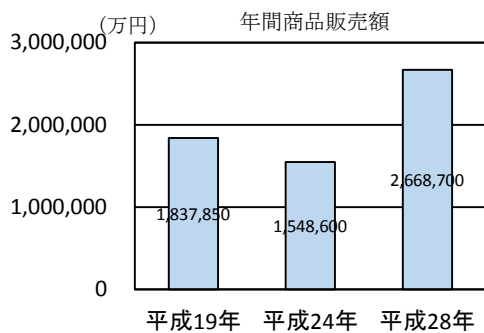
1節 商工業の振興

【現状と課題】

地方の商工業は、アベノミクス効果を感じられず、原材料価格の上昇により既存中小商業者による積極的な投資や新たな企業進出も無く、消費税増税の影響もあり全体的に厳しい状況にあります。その中で、北栄町ならではの農畜産物を活かした6次産業化の推進、名探偵コナンを題材とした取組、及び産業観光等の経済波及効果の高い観光分野を強化することにより、商業者の新たな分野への取組意欲を醸成する必要があります。

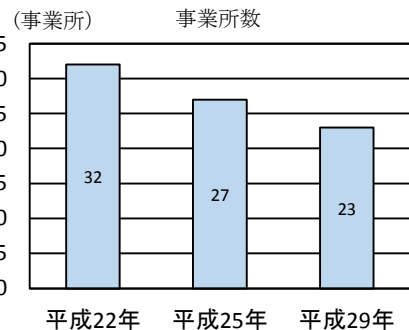
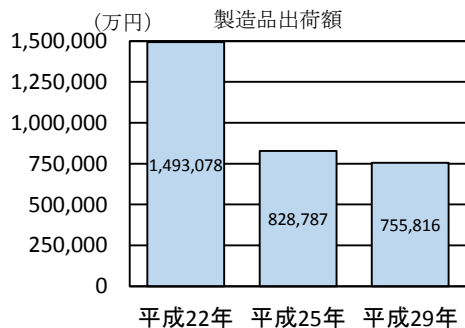
企業誘致については、食料品を製造する企業の誘致に取り組むほか、町内企業への規模拡大、販路拡大に対する支援や北栄町進出の企業本社を定期的に訪問するなど、進出企業等との連携強化を図る取組も必要です。

商業の状況



※商業統計調査、経済センサス活動調査「卸売業・小売業に関する集計」より

工業の状況

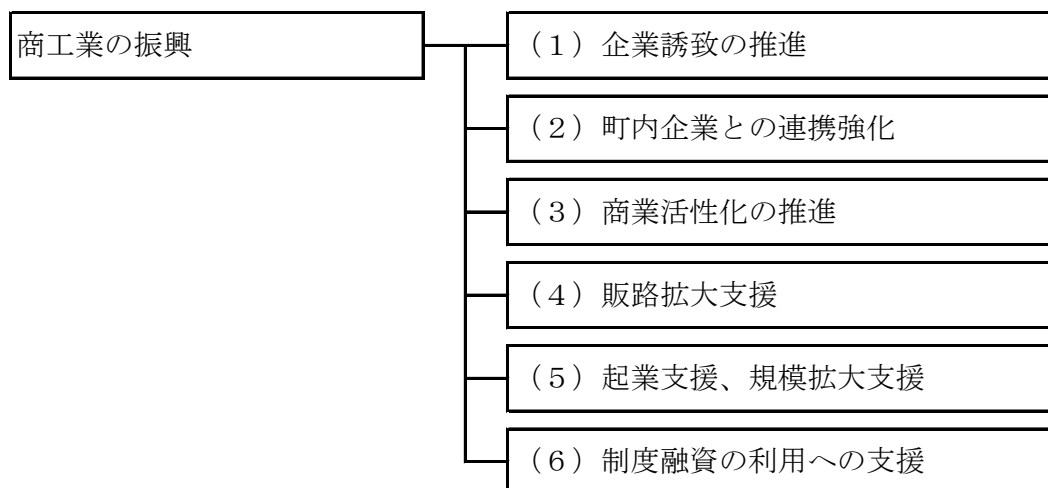


※工業統計調査より

【施策の基本方向】

- 山陰道（北条道路）及び北条湯原道路等の高速ネットワークを活かした大都市圏及び空港港湾等へのアクセス向上のPRを行い、企業誘致に取り組むとともに、町内企業への支援を行い、産業振興を図ります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 企業誘致の推進

- ・県及び他市町とも連携して企業誘致に取り組み、商工業の活性化を目指します。

(2) 町内企業との連携強化

- ・町内企業と連携を強化するとともに必要な支援を行います。また、北栄町産業振興奨励金制度^{*1}の利用促進を図ります。

(3) 商業活性化の推進

- ・商工会と連携し、店舗、飲食店や小売事業者に対する支援を行います。
- ・新たな商業拠点をつくることで、交流人口の増加を図り、空き店舗の有効活用と事業継承を支援し、歩行者の増加と既存の商店街への賑わいの創出を図ります。
- ・本町の2つの道の駅を拠点に、町外からの入込客と町民がともに作り上げる地域内循環及び地域内交流による地域活性化を実現し、活力ある商業圏の形成を図ります。

(4) 販路拡大支援

- ・企業が商品の販路拡大のために取り組む展示会等への出展に対する支援に努めます。

(5) 起業支援、規模拡大支援

- ・起業や規模を拡大する企業に対し、北栄町産業振興奨励金制度の利用促進を図るとともに、小規模起業家に対する支援に努めます。
- ・地域連携による地域資源を活用したビジネスに対して支援を行います。

(6) 制度融資の利用への支援

- ・経営安定化を目指す中小企業に対し、セーフティネット保証制度^{*2}及び小口融資制度^{*3}等の制度金融の利用に必要な支援、借入れに対する利子補給支援を行います。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
企業進出数	1社	2社	
町内企業増設件数	3社	16社	
町内起業家数	0件	23件	(補助制度を利用した企業)

【用語解説】

*1 北栄町産業振興奨励金制度

企業立地に関する優遇措置で、投下固定資産に係る固定資産税相当額、及び正規常用雇用者数に応じた奨励金を交付する。

*2 セーフティネット保証制度

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度。

*3 小口融資制度

中小企業が鳥取県信用保証協会と債務保証契約を締結した金融機関から融資を受けるため、町が金融機関に対し、貸付に必要な資金の一部を預託するもの。預託を受けた金融機関は中小企業に融資しなければならない。

第1編 げんきなまちづくり
第2章 働きやすいまちづくりの推進

2節 雇用対策の充実

【現状と課題】

県内の有効求人倍率は、平成28年度を機に全国の有効求人倍率を上回り、平成30年4月の有効求人倍率は1.72倍となっており、雇用情勢は改善しています。一方で、求人の増加に伴い、企業の人手不足が深刻化しています。企業が求める人材と求職者が求める雇用とのミスマッチをなくすため、求人情報の提供はもちろん、個人に対する職業能力の開発支援と新規雇用を行う企業への支援に取り組む必要があります。

全国の雇用失業情勢

項目	平成26年4月	平成28年4月	平成30年4月
完全失業率	3.6%	3.2%	2.5%
完全失業者数	254 万人	211 万人	180 万人
有効求人倍率	1.08倍	1.34 倍	1.59 倍

鳥取県の雇用情勢

(倍)

項目	平成26年4月	平成28年4月	平成30年4月
鳥取県の有効求人倍率	0.99	1.31	1.72

全国の職業別有効求人倍率

(倍)

職業区分	平成26年4月	平成28年4月	平成30年4月
管理	0.82	1.22	1.38
専門的・技術的	1.40	1.7	1.92
事務	0.24	0.36	0.46
販売	0.97	1.65	2.17
サービス	1.42	2.67	3.23
保安	3.77	4.99	6.87
農林漁業	0.79	1.20	1.50
生産工程	0.87	1.16	1.74
運輸・機械運転	1.50	1.78	2.37
建設・採掘	2.71	2.84	4.27
運搬・清掃・包装等	0.36	0.66	0.77

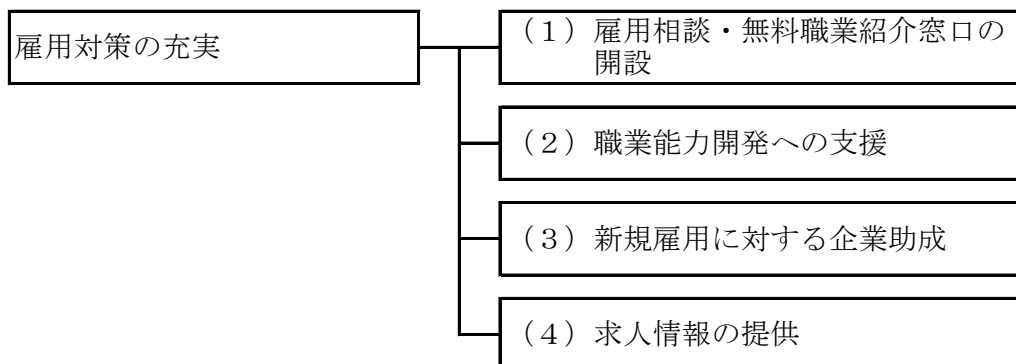
※資料

- ・鳥取県内の雇用情勢
- ・労働力調査（総務省統計局）
- ・職業別一般職業紹介状況（厚生労働省）

【施策の基本方向】

- ・雇用相談窓口の設置や職業能力開発による求職者への支援、及び新規雇用を行う企業に対する助成の両面の施策により、雇用の安定と創出を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 雇用相談・無料職業紹介窓口の開設

・雇用安定のため、町担当課に雇用相談・無料職業紹介窓口を開設します。

(2) 職業能力開発への支援

・有利に就職活動ができる職業能力を身に付けようとする失業者を支援するとともに、社員の職業能力の向上を図る企業への支援を行います。

(3) 新規雇用に対する企業助成

・雇用を創出するため、北栄町産業振興奨励金の利用を促進します。

(4) 求人情報の提供

・求職者の就職を支援するため、町ホームページ等で求人情報の提供を行います。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
職業能力向上研修者の 正規雇用者数	—	30人	
北栄町産業振興奨励金 利用雇用者数	9人	15人	

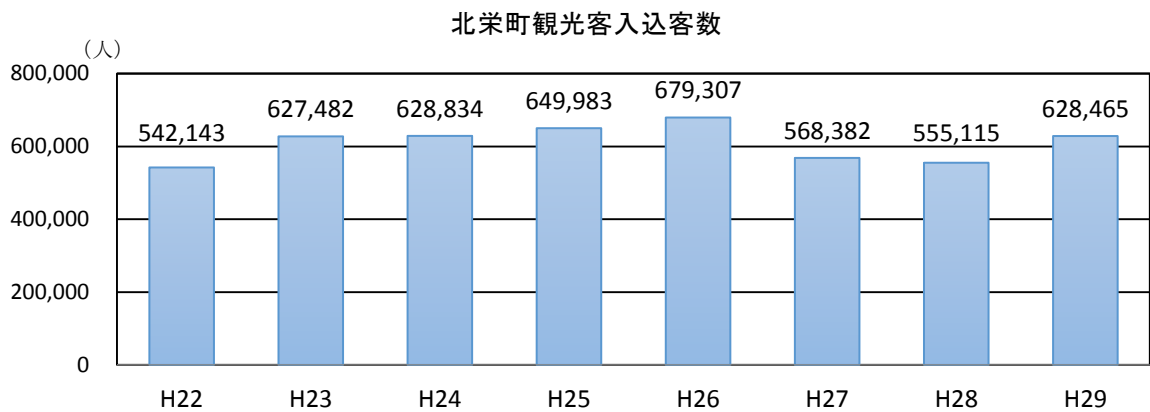
1節 観光資源の活用

【現状と課題】

青山剛昌ふるさと館への入館者数は平成28年度が約110,000人、平成29年度には約128,000人と年々増加傾向にあります。平成28年においては県全体の入込客数の0.57%にとどまっています。

今後、国内外におけるプロモーションをはじめ、様々なメディアを活用したPR、関係機関と連携したイベント開催により知名度アップを目指すとともに、コナン通り周辺のにぎわい創出と修景整備の取組をすすめることで観光客の増加につなげるとともに、町内で観光客が滞在できる環境を整備する必要があります。

また、自然・文化・歴史など本町が有する観光資源を「名探偵コナンに会えるまち北栄町」とあわせて発信・活用することで、町内全域でのにぎわいと活力につなげる必要があります。

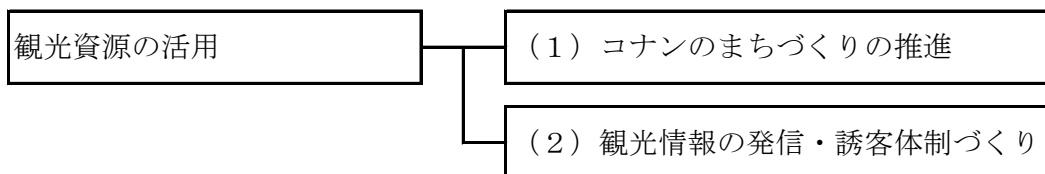


(鳥取県観光客入込動態調査)

【施策の基本方向】

- ・名探偵コナンを活用した修景整備等により「コナン駅～コナン通り～青山剛昌ふるさと館」の魅力向上を図り、世界で唯一の「名探偵コナンに会えるまち北栄町」としてイメージを定着させ、本町の知名度向上、交流人口増につながる取組を進めます。
- ・恵まれた自然環境や施設を活かし、本町の観光資源の魅力を多くの方に知ってもらい、その魅力をさらに高めることで特色ある観光事業の振興を図り、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) コナンのまちづくりの推進

- ・名探偵コナンに会えるまちとして、コナンを活用した観光ルートづくりを推進し、交流人口の増加を図ります。
- ・観光客の満足度向上及び地域への経済効果の発現を図るため、コナンを活用した商品開発や飲食物販施設の開設を支援します。
- ・特産農産物を素材とした観光メニュー整備を支援します。
- ・周辺地域や観光団体との連携により、広域的な観光ルートを整備します。

(2) 観光情報の発信・誘客体制づくり

- ・名探偵コナンに会えるまち北栄町の認知度向上を図るため、鳥取県等と協働し、国内外でのプロモーション活動を推進します。
- ・青山剛昌ふるさと館をはじめとして、レークサイド大栄、北条オートキャンプ場など恵まれた自然環境を活かした観光施設や観光農園など、文化・歴史・農業等のあらゆる分野を取り上げながら北栄町の魅力をアピールするために、県や観光団体との連携により、様々なメディア、イベント等を活用して全国に情報を発信します。
- ・ほくえい味覚めぐりなどの体験型観光農園や大栄スイカ食べ放題ツアーなどの産業観光に代表される着地型観光^{*1}商品の造成により、個人・団体客の誘致を目指します。
- ・国内外に北栄町の魅力を伝えるため、外国語対応パンフレット作成や、青山剛昌ふるさと館ホームページの多言語化、町と観光協会のホームページ・メールマガジンなどを活用し、より有効な情報提供に努めます。
- ・観光案内の充実やおもてなし向上等により誘客体制を整備することで、観光客の満足度を高め、リピート率の高い魅力ある観光地づくりに努めます。
- ・北栄町ふるさと大使により、北栄町の誇るべき財産の魅力を全国に広く発信し、本町の知名度やイメージアップの向上を図ります。
- ・北栄町観光協会による体験型観光農園や史跡等の素材を活用した着地型観光プランの造成を支援することで、個人・団体客の誘致を目指します。
- ・町内4つの観光施設について、民間事業者等の新たな発想による事業展開や施設の利用促進のため、指定管理者による管理運営を実施します。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
青山剛昌ふるさと館入館者数 (インバウンド ^{*2} 受入数)	80,241人/年 (5,184人/年)	130,000人/年 (19,000人/年)	
町内主要観光施設入込客数	679,000人/年 (H28年度実績558,472人/年)	642,000人/年	集計方法の変更(平成27年7月～)により、目標値を下方修正



役場前のカラーオブジェ



コナンの家 米花商店街

【用語解説】

*1 着地型観光

観光の目的地(着地)側が、現地の観光資源や体験などを活用して企画する観光プラン。

*2 インバウンド

日本への外国人旅行者のこと。また外国人旅行者を誘致すること。

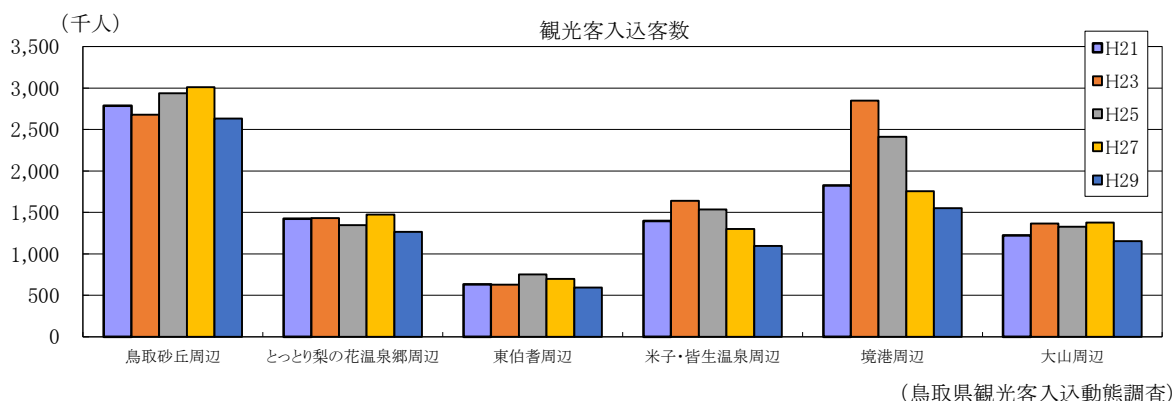
2節 広域観光の促進

【現状と課題】

広域観光については、鳥取県中部1市4町と岡山県蒜山地域における行政・観光関係団体・事業者等で構成される「とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会」（現鳥取中部観光推進機構）が平成17年に設立され、圏域の観光資源をつなぎ、一括した情報発信を行っているところです。また、魅力ある鳥取中部観光の姿を創り出すために、平成25年に鳥取中部ふるさと広域連合が「鳥取県中部広域観光ビジョン」を策定し、中部がひとつとなった取組指針を示し、中部圏域としてのあるべき将来像を示しているところです。

そんな中、本町の該当する「東伯耆周辺」、「とっとり梨の花温泉郷周辺」は、県内各圏域と同様に近年観光客の入込が伸び悩んでいるところですが、一方で外国人観光客数は増加傾向にある状況です。

県中部圏域が一体となって「鳥取中部」のブランドイメージ創出、観光商品の開発、情報発信に取り組むとともに早急にインバウンドに対応した受入環境を整備することで誘客を促進していく必要があります。



【施策の基本方向】

- ・広域観光組織「鳥取中部観光推進機構」の中部圏域の魅力を活かした周遊性や山陰道（北条道路）及び北条湯原道路等の高速ネットワークを活かした取り組み並びに今後さらなる入込客数の増加が予想されるインバウンドへの取組等を支援することにより、鳥取県中部圏域への観光誘客を促進します。
- ・鳥取中部だけでなく、青山剛昌ふるさと館を中心として、県内の主要観光施設（水木しげるロード・鳥取砂丘）や主要公共交通機関（鳥取砂丘コナン空港・JR）と連携し、誘客・PRを図ります。

【施策の体系】

広域観光の促進

(1) 圏域としての魅力度アップ

【施策の内容】

(1) 圏域としての魅力度アップ

- ・鳥取県中部圏域の観光関係団体と連携しながら、農産物をはじめ地元素材を活用した周遊性のある取り組み及び国内外への魅力発信を支援します。
- ・広域観光組織によるインバウンド受入対応店舗*¹認証制度、Wi-Fi環境*²の整備など、外国人観光客のニーズに対応したおもてなしの環境整備を支援します。
- ・中部圏域にとどまらず、県内観光施設や観光関係団体との連携により、広域的な観光ルートを整備します。
- ・鳥取砂丘コナン空港や駅をはじめとした交通拠点及び周辺観光施設と北栄町との結節を観光関係団体と連携して交通事業者等に働きかけ、観光客の利便性向上を図ることで圏域としての魅力度アップに努めます。

【施策の目標】

項目	平成25年度の実績	平成32年度の目標	備考
鳥取県中部圏域観光入込客数	210万7千人/年	260万人/年	



北栄町の観光拠点、青山剛昌ふるさと館

【用語解説】

*1 インバウンド受入対応店舗

外国人旅行者への食事・買物等の利便性を高めるため、言語対応されたメニューや店内表示を行うとともに、Wi-Fi及びクレジットカード決済の環境が整備された店舗。

*2 Wi-Fi環境

無線LANでインターネットに接続できる環境のこと。

第1編 げんきなまちづくり

第4章 交流の推進

1 節 交流の推進

【現状と課題】

国際交流では、平成20年度に鳥取県主催の「鳥取週間」にあわせて北栄町訪問団が台湾を訪問し、台湾台中県との交流を深めてきました。平成22年7月27日には「鳥取県北栄町と台中県大肚郷の友好交流協定書」に調印し、その後の合併によって台中市の行政区の一つとなった大肚区との相互交流を進めています。

国内交流では、平成23年7月2日、滋賀県湖南市と「友好交流協定書」に調印し、両市町で開催される催事への参加をはじめ、福祉・青少年・文化など幅広い分野での相互交流を進めるとともに、平成23年8月6日には「災害時相互応援協定」に調印し、防災分野での協力体制を整えています。

現在、外国語講師と外国語指導助手を配置し、将来を担う児童生徒、町民に語学や国際理解の機会を提供しています。今後は、グローバル化の進展の中、あらゆる国々と機会あるごとに文化、教育、農業、スポーツ及び民間の国際交流団体の活発な交流について、町民一体となって進めています。

一方、近年の高速道路網の整備等に伴い、都市間の時間距離が短縮することから、他圏域・地域との交流が可能となるため、国内交流を積極的に進め、人的・物的の連携・交流を推進することが求められています。



台湾台中市大肚区

台湾は、全体として親日的であること、また漫画「名探偵コナン」を通じた交流を望み、さらに農業が盛んで、スイカの一大産地であることなど共通する点が多く、北栄町との交流に対して前向きです。



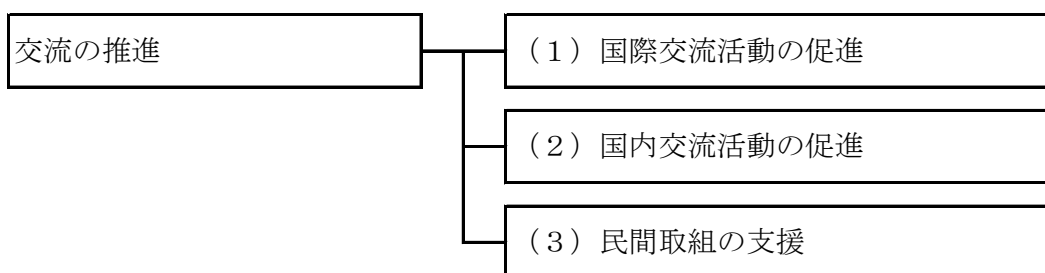
滋賀県湖南市

湖南市は、交通の要衝として発展し続け、野洲川を中心に開けた平野に恵まれ、様々な産業と文化が育まれており、「コナン」をきっかけに交流が始まりました。

【施策の基本方向】

- ・国際感覚豊かな人材の育成を図るとともに、多様な国際交流活動を促進します。
- ・住民福祉の向上と両市町の発展に資するべく、幅広い分野において国内交流を促進します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 国際交流活動の促進

- ・外国語講師と外国語指導助手のこども園、小・中学校における活動により、幼児期から外国語に親しむ機会を提供します。
- ・台湾台中市大肚区と行政のみならず、民間における幅広い分野での交流を支援・推進します。
- ・国際理解を深める機会として、台湾講座などを実施します。

(2) 国内交流活動の促進

- ・国内交流を促進し、交流人口の増大を進めます。
- ・お互いの持つ魅力（自然環境、歴史、文化等）を活かし、可能な限りあらゆる分野での交流を推進します。
- ・滋賀県湖南市と行政のみならず、民間における幅広い分野での交流を支援・推進します。

(3) 民間取組の支援

- ・交流活動の中心となる国際交流団体の育成、県内関連団体との連携強化など、町民主導の国際交流活動の展開に向けた体制整備を図るとともに、青少年、農業技術、スポーツ、文化、芸術、観光、経済、ビジネスなど多様な分野での活動を支援します。
- ・町民有志によるマンガを活用した取り組みによる青山剛昌ふるさと館入館者とファン等との活発な交流を推進します。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
台湾台中市との交流	台湾台中市大肚区との相互交流	台湾台中市大肚区との相互交流	
滋賀県湖南市との交流	滋賀県湖南市との相互交流	滋賀県湖南市との相互交流	

1節 北栄暮らしの支援

【現状と課題】

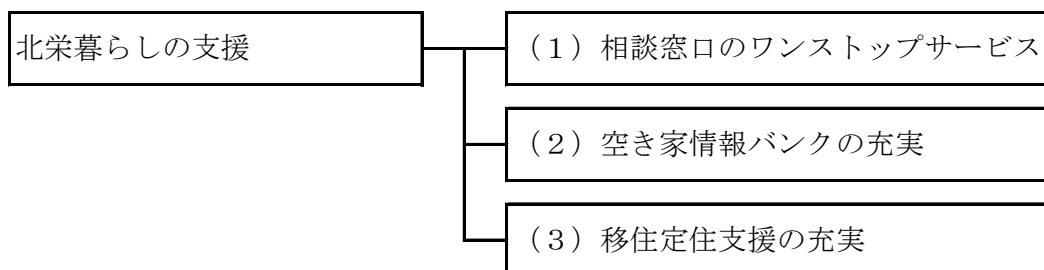
北栄町の人口は、平成17年10月の合併時は16,875人でしたが、平成27年4月1日現在では15,614人と1,261人減少しています。（平成30年4月1日現在、15,196人、1,679人減少）

雇用や住まい、子育て等の環境整備を進め、IJUターンによる移住者を増やし「北栄町に住んでみたい」、「北栄町に住んでよかった」と思ってもらえる町づくりが必要です。北栄町の魅力を発信し、北栄町への移住を推進し、定住へつなげていくことが重要です。

【施策の基本方向】

- ・雇用や住まい、子育て等の受け皿に関する総合的な環境整備を行い、移住者向けの情報発信を強化します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 相談窓口のワンストップサービス

- ・専門相談員を配置し、移住定住に関する相談窓口を設置します。

(2) 空き家情報バンクの充実

- ・空き家活用支援員を配置し、空き家登録件数の増加につなげます。

(3) 移住定住支援の充実

- ・北栄町への移住を促進するための各種支援を行います。
- ・都市圏での相談会やホームページなどで効果的に情報提供します。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
相談窓口を通じた移住件数	—	5件/年	
空き家情報バンク成約件数	2件	5件/年	
移住者数	27人	75人/年	

1 節 地域を支える人材の育成

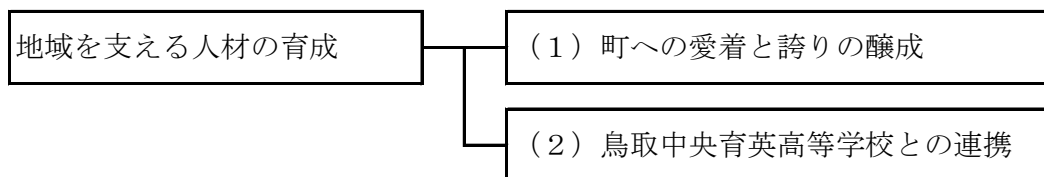
【現状と課題】

全国的に、近年人口減少、少子高齢化が大きな問題となっている中、特に若者の流出が課題となっています。進学や就職で地元を離れても、いずれはふるさとに定住し、活躍してくれることが求められています。そのために、将来を担う子どもたちに自分の生まれ育った町の良さを知ってもらい、誇りと愛着を持ってもらうことが必要です。

【施策の基本方向】

- ・町に愛着を持ち、将来はふるさとに住み、地域のリーダーとして活躍できる人材づくりに取り組みます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 町への愛着と誇りの醸成

- ・町に愛着を持てる教育を推進し、ふるさとは都会に行くステップだけではなく、自分のやりたいことに挑みうる場所であるという意識を高めます。
- ・小中学校における生活・総合的な学習で、地域の魅力や歴史を学ぶ取り組みを行い、町への愛着と誇りを醸成します。
- ・美しい自然の中でのびのびと活動したり、地域の中で大人とともに学んだりすることを通して、自然や地域の文化、人の素晴らしさに触れ合うことのできる環境づくりに努め、地域の教育力を高めます。

(2) 鳥取中央育英高等学校との連携

- ・鳥取中央育英高等学校との「地域探究の時間」の推進に関する協約^{*1}を継続して実施します。
- ・生徒に町への愛着と誇りを持ち続けてもらい、進学等で地域を離れても、将来はふるさとに住み、地域のリーダーとして活躍できる人材づくりに取り組みます。

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
「将来も北栄町に住みたい」と思う中学生の割合	9.8%	80%以上	町民アンケート
「北栄町」を自分の町として愛着を持っている中学生の割合	23.0%	80%以上	

【用語解説】

*1 「地域探究の時間」の推進に関する協約

鳥取中央育英高等学校が実施する研究活動で、平成26年8月12日に北栄町と鳥取中央育英高等学校が協約を締結。地域の魅力や課題を探究し、生徒が地域のために何ができるかを考えてもらうというもの。

2節 学校教育の充実

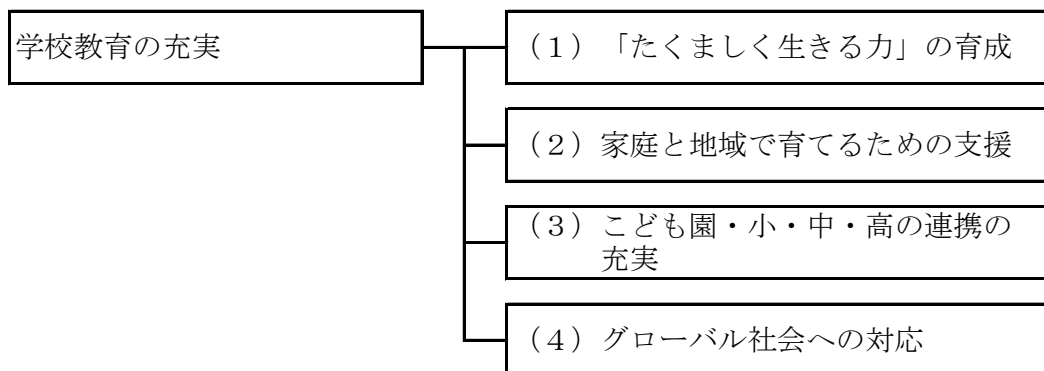
【現状と課題】

近年、核家族化や少子化が進む中、子どもたちを取り巻く生活環境・社会環境は著しく変化している現状です。このような厳しい時代を迎え、子どもは、北栄町の未来を託すかけがえのない宝であることから、子どもたちを安心して育てられる環境づくりを推進する必要があります。平成30年4月に、町と教育委員会が「教育に関する「大綱」」を定め、両者が本町における教育施策の方向性を共有し一致して執行にあたり、さらに家庭・地域・学校などで「大綱」の基本理念である「学びを通して 夢を実現する人づくり」の実現に向け、連携してそれぞれの役割を担い、地域社会全体で子どもたちを守り育てる必要があります。「教育なら北栄町」といえる教育環境の整備をさらに進めることが大切です。

【施策の基本方向】

- ・児童生徒の「生きる力」を育成するため「家庭」「地域」「学校」が連携し「確かな学力づくり」「豊かな人間関係づくり」「健康な体と体力づくり」に取り組む。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 「たくましく生きる力」の育成

- ・子どもの目が輝き笑顔で学習や活動に取り組み、学ぶことの大切さや喜びを味わいながら、基礎的・基本的な内容を身に付け、自ら学び・考え・行動する力を育成する学校教育を進めます。
- ・子どもの生きる力をより一層育むため、知・徳・体のバランスを重視した教育の推進に努めます。
- ・基礎・基本の定着と、活用する力が身に付く授業づくりや家庭学習の習慣化を目指します。
- ・適切な運動の経験と、健康・安全に対する理解を通し、健康の保持増進と体力の向上を目指します。
- ・学校給食は学校教育の「特別活動」の「学級活動」に位置付けられており、学校給食の使命である安全・安心な給食の提供をさらに進めるとともに、アレルギー対策として個々に対応したきめ細かな給食を提供します。
- ・地元で組織されている生産者グループにより提供される食材を利用し、新鮮で安全な地産地消に積極的に取り組みます。
- ・生産者グループとの農業体験などの交流や、料理教室などの食に関する体験を通じて、郷土の食材をより身近に感じ、地産地消食材の理解を深めてもらうための取り組みを推進します。
- ・的確に児童生徒の状況を把握し、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に向けて取り組みます。
- ・保護者の経済的理由により就学が困難と思われる児童または生徒に対し、就学援助費を支給し、義務教育効果の向上を図ります。

(2) 家庭と地域で育てるための支援

- ・就学前教育の充実と地域で育てるための支援づくりに努めるとともに、親と子どもがともに育つ学習機会を充実します。
- ・子どもの人権を尊重し、子どもの安心・安全を保障する取組を推進します。
- ・家庭や地域の中では、子どもの健全育成を推進する教育力の充実を図り、基本的な生き方を身に付けさせるとともに、一人ひとりの存在を認め合いながら自立する子どもの育成を目指します。
- ・非行、不登校への対応について、学校、家庭、地域、専門機関との連携を密にし、個人にあった細やかな対応を図り、引きこもり等問題を抱える本人とその家族に対し、自立生活に向けた支援を行います。
- ・地域社会の発展に寄与する有用な人材を育成するために必要な財政的支援を行います。

(3) こども園・小・中・高の連携の充実

- ・こども園・小・中・高の連携のもと、異年齢間の交流や活動を通して、子どもの仲間づくりや育ちを支援し、学校での人権教育を通して子どもが命の大切さを学びます。

(4) グローバル社会への対応

- ・子どもが地域や日本の文化に触れたり、習得したりすることで、地域や日本に誇りを持ち、その素晴らしさを発信することを目指します。
- ・異文化に対する理解を深めるとともに、異なる文化を持った人とともに生きる資質を育てるため、国際理解教育を進めます。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
全国学力・学習状況調査平均正答率	小学生 県・国平均値以上 中学生 一部県・全国ともに下回っている	全教科共に県平均・国平均以上	全国学力・学習状況調査
学校生活が楽しいと思う児童生徒の割合	小学生 83.7% 中学生 72.3%	小学生 100.0% 中学生 90.0%	
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学生 88.9% 中学生 71.0%	小学生 90.0% 中学生 90.0%	

3節 人権教育の推進

【現状と課題】

平成17年10月に、「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。その後、平成20年度にはこの条例を具体化するための基本となる計画である、「北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、部落差別をはじめ、障がいのある人や女性、高齢者、子ども、外国人、病気にかかわる人等に対する差別や人権侵害の解消のため、町として継続的な学習機会の提供や人権意識の高揚と差別解消への諸施策を積極的に進めてきました。

さらに、福島原発事故に伴う差別や風評被害、北朝鮮による拉致問題など新たな人権問題が発生してきている社会状況の中で、平成24年度には前述の計画の見直しを行い、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、性的マイノリティ、生活困窮者等の人権問題を具体的な課題として含めた「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」に策定替えするとともに、「北栄町人権を尊重するまちづくり条例」に改正し、より広範な人権問題に対して取組みを進めています。

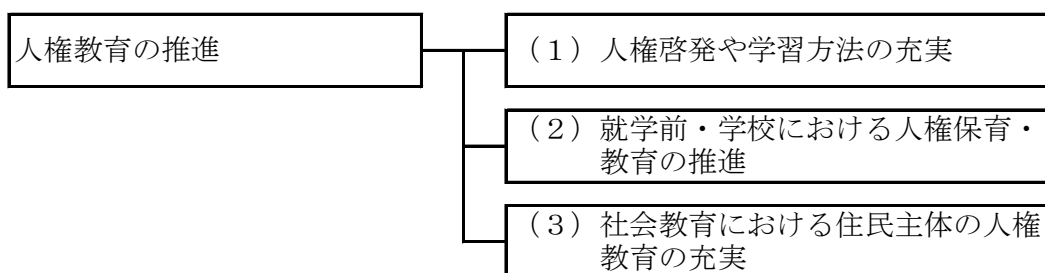
また、平成29年度には、ユニバーサルデザインの推進の項目を新たに加え、サブテーマを“個性を認め合い 互いの心に寄りそう町へ”とし「第2次北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」として改訂したところです。

一人ひとりの人権を尊重できるまちづくりを行うため幅広い取組を進める中でも、同和問題について、いまだに差別事象の発生がみられます。社会の意識構造の中には、様々な形で差別や偏見など間違った考え方が根深く残っています。また、インターネット上における差別書き込みやプライバシー情報の公開、街頭におけるヘイトスピーチ（憎悪表現・差別扇動）などもあらたに社会問題化しています。依然として様々な差別が厳存する現実の中で、町民が持てる力を発揮でき、真に一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進める必要があります。

【施策の基本方向】

- ・人権教育を、部落差別など様々な差別（障がいのある人や女性、高齢者、子ども等への差別）や偏見をなくしていくための人づくりととらえ、人権尊重の視点から、町民一人ひとりがともに幸せに暮らすことのできる人権侵害のないまちづくりを目指します。
- ・啓発や学習の主体者は、町民一人ひとりであるという認識のもとに、部落差別など様々な差別に対し、自らの問題として受け止め、一人ひとりの人権を尊重できるよう、状況に応じた人権啓発の推進や学習機会の提供に努めます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 人権啓発や学習方法の充実

- ・人権教育を生涯学習としてとらえ、町民が積極的に参加できるよう、学習機会の整備と充実に努めます。
- ・差別事象が発生した場合には、事実関係の正しい把握とその要因や社会的背景並びに行政課題を明らかにするとともに、関係機関・団体と連携して、被害者支援も含め速やかな課題解決に努めます。
- ・毎月発行の広報誌に人権啓発に関する記事や資料を掲載し、家族ぐるみの学習や自己啓発の参考となるよう内容の充実に努め、学習教材の充実と有効活用を図り、学習活動に役立てます。また、北栄人権文化センターで学習がより深まる取組を進めます。

(2) 就学前・学校における人権保育・教育の推進

- ・子どもの発達段階に応じた目標や指導内容を作成し、子どもが主体的に学ぶことができる人権保育・教育を推進します。
- ・こども園や保育所(園)、小中学校において、人権保育・教育の授業研究会や授業公開を行い、連携して指導内容や指導方法の研究と充実に努めるとともに、講演会、学年別研修会、交流会などに取り組みます。
- ・お互いを尊重し合う心情や、感性を育む教育を推進するとともに、たくましく生き抜くための学力や体力を身につけ、生涯にわたって人権を尊重する社会の担い手となりうる子どもたちの育成に努めます。

(3) 社会教育における住民主体の人権教育の充実

- ・人権を学ぶ会をはじめPTAや保護者会、女性団体、高齢者クラブ等の各種団体が、自主的・主体的に学習に取り組めるよう、さまざまな人権問題に関する講座や学級の開設に努めます。
- ・継続的に、人権問題への深い認識と実践力のある人材の掘り起こしを行い、推進協力員^{*1}を増やしていくとともに、地域における指導的役割を果たすことができるよう、専門的知識や指導力の向上を目指した研修会を実施し、指導者養成に努めます。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
人権を学ぶ会の開催・参加者	全自治会で開催 参加者 1,053人	全自治会開催の継続 参加者 1,300人	成人の約1割を参加目標
指導者の養成	推進協力員 15人	推進協力員 21人	人権を学ぶ会において 推進協力員一人当たり 3自治会を担当
	地区推進員 ^{*2} ・有識者等を対象とした研修会の実施	地区推進員・有識者等を対象とした研修会の継続	

【用語解説】

*1 推進協力員

人権教育を推進するための町民の有識者。

*2 地区推進員

人権教育を推進するための自治会における推進者。

4節 生涯学習活動の推進

【現状と課題】

教育基本法に盛り込まれた「生涯学習の理念」を踏まえ、社会のあらゆる分野、領域において「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学習活動ができるよう中央公民館、大栄分館、図書館及び北栄みらい伝承館（北条歴史民俗資料館）などの社会教育施設において多様な学習機会と情報の提供をはじめ、自治会との連携によるさまざまな生涯学習活動の支援を行ってまいりましたが、ここ近年の社会情勢や生活環境の変化に伴う町民や地域の学習ニーズ及び課題は多様化している現状です。

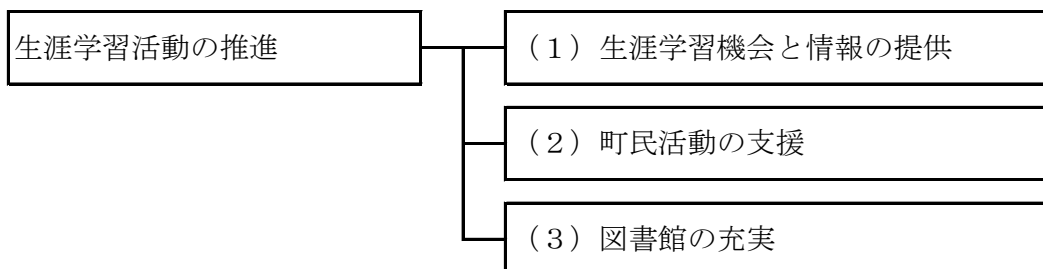
これらに対応するためには、さらに地域に根差した集い、学ぶ場所や体験活動等の学習機会を積極的に提供するとともに、各種指導者や自主的に活動・運営ができる団体でリーダーとなる人材の育成への支援が必要となります。

今後は、北栄町教育大綱で定める「学びを通して 夢を実現する人づくり」を基本理念に、家庭・学校・地域などあらゆる分野が幅広く連携を取り、町民一人ひとりが自分の目標に向かって楽しく学び、幸せで、充実した人生を送ることができる「住み続けるなら北栄町」をつくっていくための「人づくり」に取り組むことが重要です。

【施策の基本方向】

- ・様々な夢を実現し、幸せで充実した人生、より良い地域社会を創るために学びを通じた人づくりを進めます。
- ・社会教育施設を拠点とした「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習環境の整備を図ります。
- ・団体や個人の学習活動を支援し、地域や家庭の教育力向上を図ります。
- ・図書館資料の整備・充実に努め、地域を支える情報拠点として図書館機能の向上を図ります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 生涯学習機会と情報の提供

- ・公民館、図書館などの学習環境の充実に努めます。
- ・多様な課題やニーズに対応した効果的な学習情報の提供を図ります。
- ・あらゆる世代に対応した学習機会の提供に努めます。

(2) 町民活動の支援

- ・自治会への生涯学習メニューの提供と研修等を通じた人材の育成を支援します。
- ・住民主導の学習サークルの育成を促進します。
- ・自立した学習活動団体、個人の育成と学習成果の地域還元を支援します。

(3) 図書館の充実

- ・図書・雑誌・視聴覚資料など資料の充実に努めます。
- ・情報提供サービスやレファレンス機能の充実に努めます。
- ・講座や催し物等実施により図書館機能の充実に努めます。
- ・地域を支える情報拠点として、情報発信に努めます。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
生涯学習出前講座の参加者数	1,923人	2,150人	H26の1割増を目指す
中央公民館利用者数 (各講座や文化教室の参加も含む。) ※大栄分館(指定管理)を含む	57,790人	64,000人	H26の1割増を目指す
図書館来館者数 ※北条分室も含む	67,114人 (H29年度実績58,843人)	61,000人	北栄町教育振興計画 (H30年4月策定)

1節 文化活動の推進

【現状と課題】

本町には、全国に誇れる芸術、文化財、史跡等があり、その内容は県下でも高いレベルにあります。しかしながらその存在、価値が地域住民へ十分認知されているとはいえません。

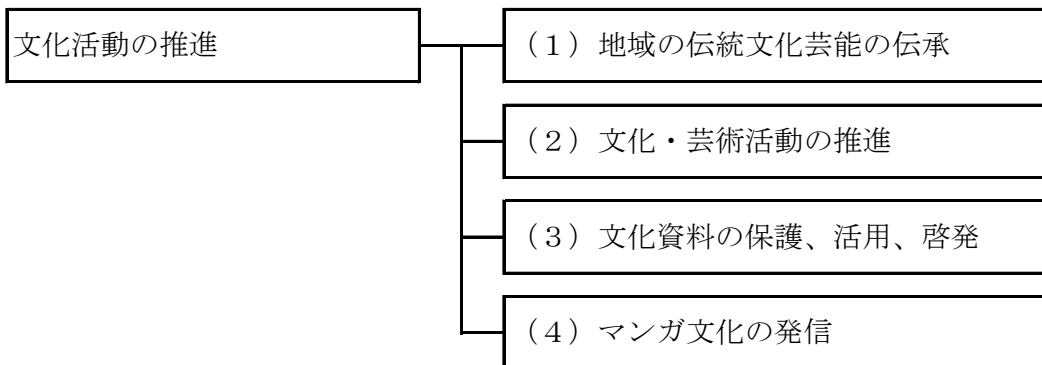
これら文化的財産を住民等に一層周知啓発するための施策を実施し、郷土に愛着を持つ心の醸成を図るとともに、地域の文化・芸術の人材育成に努めなければなりません。創造力や感性豊かな情操を養うための質の高い優れた文化・芸術の鑑賞・体験機会の提供を行うとともに、本町の伝統文化・芸能を伝承し、次代へつなげるための記録保存や文化の伝承が必要です。あわせて、文化・芸術活動に取り組んでいる人の固定化、高齢化の進展により、幅広い年代に広げていくための取組も必要です。

また、本町は「名探偵コナン」（週刊少年サンデー連載）の作者、青山剛昌氏の出身地です。このキャラクターを使って様々なまちづくりを展開していますが、さらに本町発の「マンガ文化」を世界に向けてアピールし、漫画・アニメ文化の振興に寄与することが必要です。

【施策の基本方向】

- ・質の高い優れた文化・芸術に親しめる機会の提供を図りながら、地域の伝統文化や伝統芸能の継承・保存と、自主的な文化活動（個人・団体）の支援を行い、地域の芸能文化の人材育成、活性化を図ります。
- ・町内の文化・芸術活動の情報を広く発信し、文化・芸術に光を当てることで、幅広い年代に文化・芸術の輪を広げていきます。
- ・本町の特色をとらえた文化財資料の整理、保存を行うことで所蔵資料の価値を高めるとともに、歴史民俗資料館の機能を最大限活用し、企画展示活動などを通じて芸術、文化財に触れる機会を提供し文化の薫るまちづくりを推進します。
- ・町内から「第二の青山剛昌」を輩出するとともに、本町から「マンガ文化」を鳥取県、日本、世界に大きく発信し、漫画・アニメを通して新たな文化を創造します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 地域の伝統文化芸能の伝承

- ・郷土の民俗芸能・文化の掘り起こしと支援を行います。
- ・郷土の民俗芸能・文化の伝承保存・記録を行います。
- ・郷土の民俗芸能・文化を伝承するため、後継者の育成を図ります。

(2) 文化・芸術活動の推進

- ・優れた文化・芸術に親しむ機会の充実を図ります。
- ・情報発信等により、文化・芸術活動に取り組む人の増加を図ります。

(3) 文化資料の保護、活用、啓発

- ・文化財資料の収集、整理保護保存を図ります。
- ・北栄みらい伝承館（北条歴史民俗資料館）を情報発信拠点として、所蔵資料の展示など、積極的な活用を行います。
- ・広報誌、各種メディア媒体を活用し、文化資料の啓発を図ります。
- ・全国に誇れる国史跡由良台場跡、前田寛治氏、生田和孝氏、加藤廉兵衛氏などを積極的に発信します。

(4) マンガ文化の発信

- ・北栄町から世界に向けてマンガ文化を発信します。
- ・世界に通じる「第二の青山剛昌氏」の誕生を目指し、人材育成支援に努めます。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
北栄みらい伝承館（北条歴史民俗資料館）利用者数	2,566人	3,400人	北栄町教育振興計画（H30年4月策定）
文化団体協議会会員数	237人	260人	H26の1割増を目指す



東高尾観音寺「木造千手観音立像」



由良だんじり



北条八幡宮「追難式」

1節 スポーツの振興

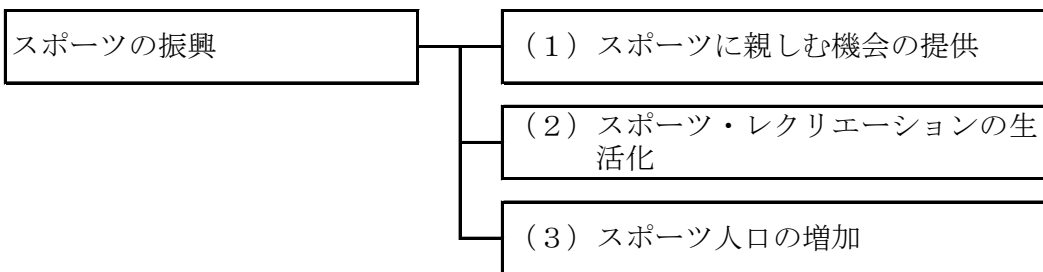
【現状と課題】

現在、健康の維持や増進のためのスポーツ・レクリエーションに対する関心や役割は、高齢化の進行や生活習慣病対策の面からも高まってきています。単に競技性だけを追求するのではなく、住民の健康・体力づくりのために、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズ、幅広い年齢層の活動ニーズに応じられるスポーツ振興の両立を図る必要があります。

【施策の基本方向】

- ・誰もが生涯を通じていつでもどこでも気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会づくりを目指し、なかまづくり・健康づくりを推進します。

【施策の体系】



ニュースポーツ「パットゲームスター」

【施策の内容】

(1) スポーツに親しむ機会の提供

- ・スポーツ団体・クラブ等の運営・活動が円滑に行われるよう支援を継続します。
- ・町スポーツ推進委員と北栄スポーツクラブの連携を図るとともに、町民の各種運動・スポーツへの参加、健康づくりをより一層推進します。
- ・誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるような環境づくりを図ります。

(2) スポーツ・レクリエーションの生活化

- ・日常生活の中へスポーツとレクリエーションを取り入れ、運動の生活習慣化を図ります。

(3) スポーツ人口の増加

- ・スポーツ愛好者の底辺を拡大し、スポーツ人口の増加を促進するため、ニュースポーツ、軽スポーツの振興を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーションをする人、見る人、支援する人など地域全体にスポーツ・レクリエーションが浸透するため、総合型地域スポーツクラブ*1の定着を図ります。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
週1回以上、何らかのスポーツ又はレクリエーションに成人町民が親しむ割合	—	成人町民の50.0%	

体力測定の様子



1,500m、1,000mのタイムを計測(急歩)



前屈の距離を測定(長座体前屈)

【用語解説】

*1 総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

1節 健康づくり活動の推進

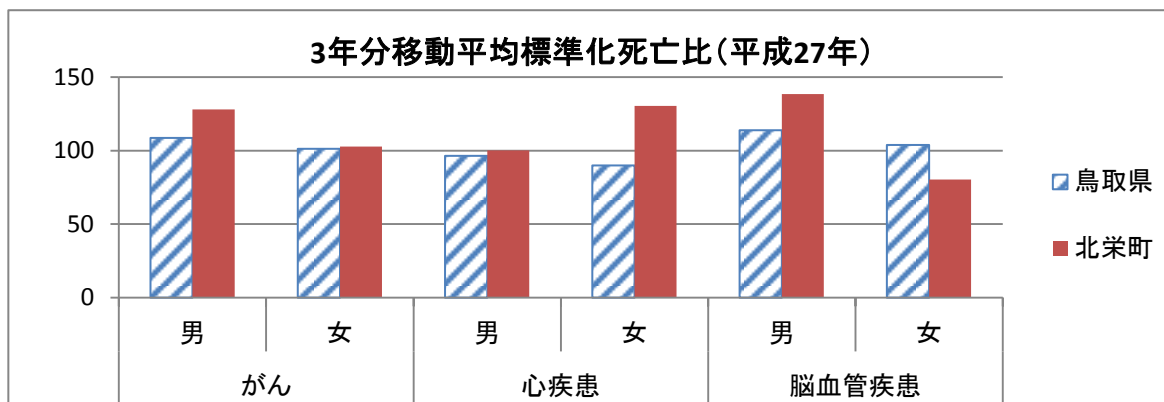
【現状と課題】

健康づくりには「運動」、「食事」、「心の健康」が基本となりますが、近年生活が便利になり、歩くことが少なくなってきたり、身体を動かす機会の減少につながっています。

食の多様化は生活が便利になる反面、食の乱れとなっています。また、多忙な仕事、人間関係の希薄な社会では、地域・職場・家族間のコミュニケーションが希薄になる傾向があり、心の健康を脅かす要因となっています。

健康づくりを「生き方としての健康」ととらえ、健康推進員が中心となった自治会での健康づくりの推進、食生活改善推進員や健康サポーター等の住民主体の健康ボランティア活動を進め、地域・組織・行政等が連携して、健康づくりを推進していくことも大切です。地域・組織・行政等が連携し推進していくことが大切です。

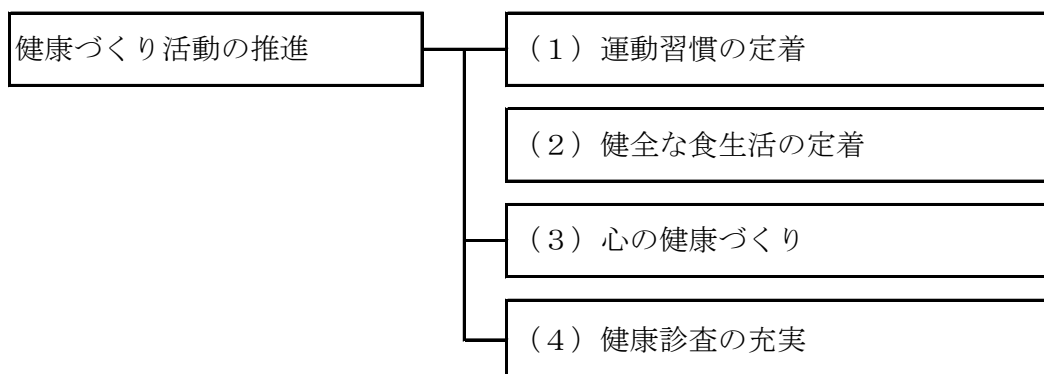
生活習慣病の早期発見、予防には健康診査やがん検診を受診し、結果に基づく生活習慣の見直しや改善、医療機関受診などの措置が必要ですが、検診の受診率の向上、生活習慣改善の行動実践につながっているとはいえません。子どもの頃からの良い生活習慣の確立も含め、町民のより一層の意識の高揚のための取組が必要です。



【施策の基本方向】

- ・若い世代から高齢者まで健康に気を配り、職場や地域における健康づくりに取り組みます。
- ・健康意識の高揚を図るとともに、子どもの頃から生涯を通じた健康的な生活習慣を確立するための支援、相談、病気の発症予防を推進し、健康寿命の延伸や医療費の削減を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 運動習慣の定着

- ・ウォーキングなどの軽い運動を継続して行うことで健康の維持増進を図ります。
- ・スポーツクラブとの連携で運動できる環境整備を図ります。

(2) 健全な食生活の定着

- ・「命」に係る「食」を再認識し、食生活改善推進員等と連携しながら食を育むよい食生活習慣を推進します。
- ・子どもが、食べることから命の大切さを学ぶなど、家庭、地域、行政、こども園、学校その他関係団体が連携して食育を推進します。

(3) 心の健康づくり

- ・生活リズムを整え、十分な休養時間の取れる生活習慣を推進します。
- ・心の病気や自死の予防啓発を行い、心の病気の早期発見と対応を推進します。

(4) 健康診査の充実

- ・休日健診や医療機関健診を実施するなど、受診しやすい環境に努めます。
- ・特定健診（生活習慣病に着目）の結果に基づき、一人ひとりに応じた健康教室、相談、家庭訪問指導等による健康支援を充実します。
- ・健康診査受診率向上のための取組を各種団体や自治会と連携して推進します。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
週2回以上30分以上の運動をする人の割合	30.6%	50.0%	生活習慣アンケート (H27年3月)
朝食を毎日食べる人の割合（20～30歳代男性）	55.3%	80.0%	
睡眠で休養が取れている人の割合	81.7%	90.0%	
食生活改善推進員組織数	45自治会	63自治会	全自治会での組織を目標
特定健診の受診率	37.2%	50.0%	特定健康診査等実施計画第3期（H30年4月策定）
就寝時間が11時以降の割合（小学5年生、平日）	11.2%	5.0%	H26年度家庭の協力アップアンケート ※「毎日」には「だいたい毎日」を含む
朝食を毎日食べる人の割合（児童）	86.6%	100.0%	
朝食を毎日食べる人の割合（生徒）	85.4%	100.0%	

【用語解説】

*1 標準化死亡率

年齢構成が異なる地域の死亡率を比較するための指標。全国平均の死亡率を100(基準値)とし、基準値より大きい場合は全国平均より死亡数が多いことを表す。

1 節 地域福祉の充実

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化の急速な進行と、個人の価値観の多様化により、家庭や地域で支え合う社会的なつながりが希薄になってきています。

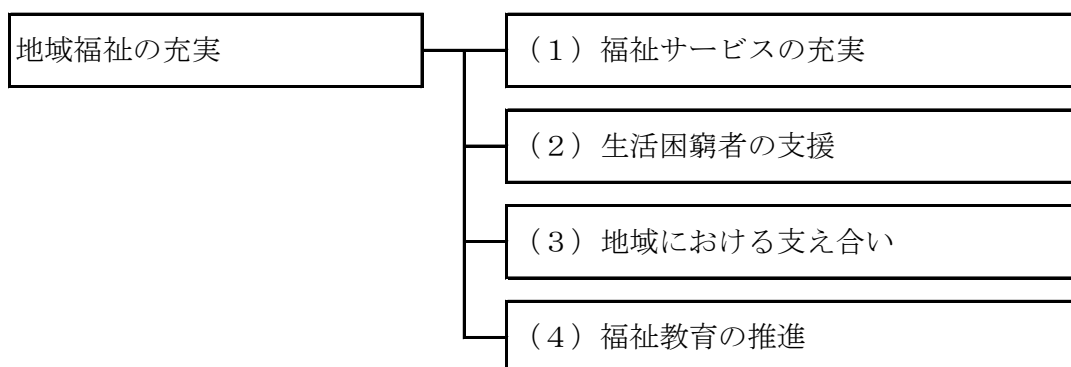
さらに、長引く景気の低迷は地域における生活環境にも様々な影響を及ぼし、自死、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが大きな社会問題となってきています。

このような社会状況の中、子どもから高齢者まで全ての町民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、家族だけでなく地域や行政が関わって支え合う取組が求められています。

【施策の基本方向】

- ・地域共生社会の実現を目指して「コミュニティ（自治会を含む）」「地域」「町」がそれぞれの力を合わせ、協働して取り組む地域福祉ネットワークづくりに努めます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 福祉サービスの充実

- ・地域の生活課題とその解決に向け、必要なサービスが実施できるよう住民との課題共有や福祉サービスの充実に努め、安心安全な地域生活の支援を推進します。

(2) 生活困窮者の支援

- ・生活困窮の状況に陥った世帯に対して、生活保護法や生活困窮者自立支援法などに基づき、その最低限度の生活を保障するとともに、相談体制を充実させ、就労支援や関係機関との連携など個々の状況に応じた支援を適切に実施し、自立助長を図ります。

(3) 地域における支え合い

- ・「一人で悩まずに、まずは相談」できる地域をつくるため、福祉事務所を拠点に関係機関が連携し、相談を受け入れる体制づくりに努め、個々のケースに適切なサービスを提供します。
- ・社会福祉協議会などと連携し、地域住民の積極的な参加によるネットワークづくりを推進し、高齢者や障がいのある人が孤立しない地域ぐるみの交流や助け合いを実践します。

(4) 福祉教育の推進

- ・「総合的な学習の時間」などを活用し、地域福祉について理解を深め、ボランティア活動等に積極的に参加できる児童・生徒を育て、福祉施設の訪問やボランティア体験など、体験的な学習の機会を拡充します。
- ・住民が地域福祉に関心を持ち、積極的に地域の支え合いの活動に参加できるよう、生涯学習活動などを通じて、障がいのある人や高齢者の暮らしや、地域の福祉課題などについて考え、豊かな福祉観と幅広い視野を身につけるための学習の機会を拡充します。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
福祉ボランティアの活動に参加している人の割合	10.4%	25.0%	町民アンケート
困りごとについて相談できる人がいる人の割合	68.1%	100.0%	町民アンケート
福祉教育に取り組む学校、自治会等の数及び実施回数	全ての小中学校 3～4回/年	全ての小中学校 5回以上/年	福祉施設との交流、擬似体験学習、高齢者との交流、養護学校との交流、手話学習など
	11自治会 1回/年	全自治会 1回以上/年	認知症、精神障がいに係る講演会など

※上記のほか、本町内では半数以上の自治会で行われる「いきいきサロン」、地域で行われる敬老会や運動会などの機会を通じて地域や施設（グループホーム）など的高齢者との交流が行われています。

第3編 えがおのまちづくり 第2章 福祉の充実

2節 高齢者福祉の充実

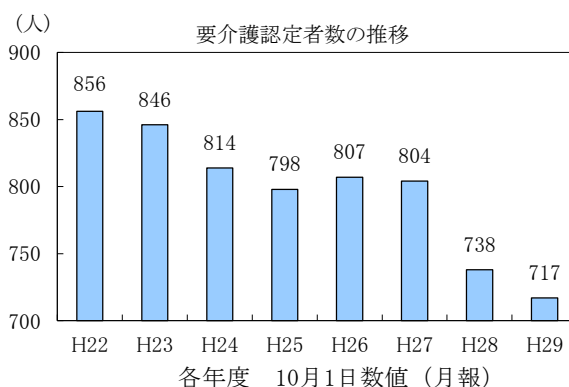
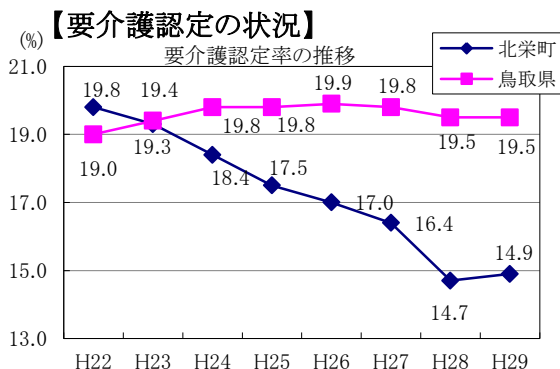
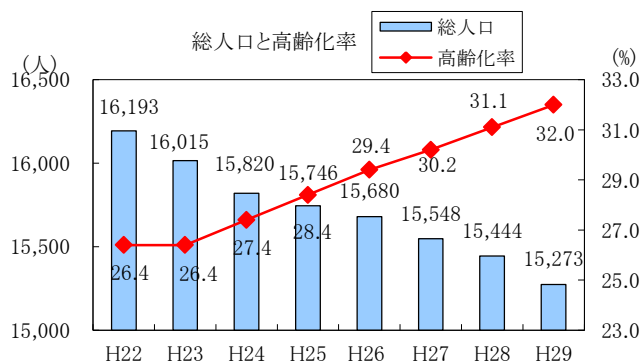
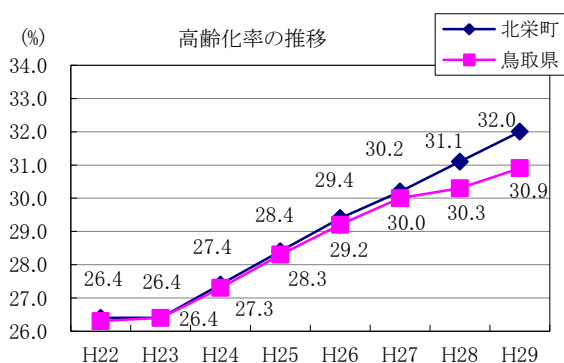
【現状と課題】

総人口は、年々減少していますが、高齢者数（65歳以上）の増加により、高齢化率が上昇しています。また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者の増加に伴い生活支援の必要性が高まっています。

要介護認定者、認定率^{*1}については、介護予防事業の取り組みの成果により減少傾向にあります。要介護認定者に占める介護度の重度化が進んでいます。

これらの課題の解決に向けて、介護や医療の必要性になっても、いつまでも住み慣れた家庭や地域で自立した生活を続けていけるよう、また高齢者自らが介護予防に積極的に取り組んでいけるよう高齢者を地域全体で支えるネットワーク機能の充実を図ることが必要です。

【高齢化の状況】 各年10月1日数値

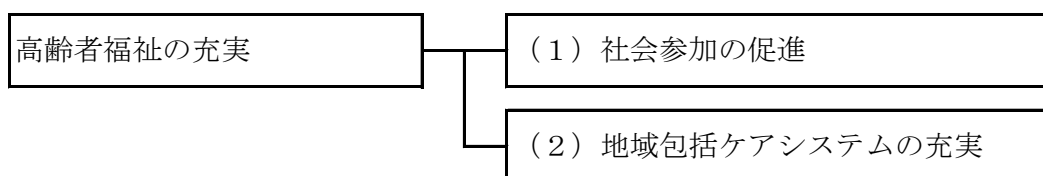


「見える化」システム数値（各年度末公表数値）

【施策の基本方向】

- ・高齢者自らが主体的に社会活動に参加し、いつまでも健やかな生活を営むことができるまちづくりを進めます。
- ・高齢者の要介護度が重度になっても、また、認知症高齢者が増加しても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 社会参加の促進

- ・認知症や介護予防について啓発を図るとともに、閉じこもりを予防し、地域で高齢者が交流できる場の提供を支援します。
- ・高齢者クラブ等の自主的な団体の活動を支援します。
- ・高齢者の持つ経験と地域のつながりを促進するために、子どもたちとの関わりを持つ場を提供するなど、様々なボランティア活動や地域活動への参加を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの充実

- ・高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができる地域を構築するため地域包括支援センターの機能充実・強化を図り、医療機関との連携に取り組みます。また、地域ケア会議を活用し地域の課題整理を行うとともに地域資源の発掘と充実を図ります。
- ・若年性認知症対策にもつながる早期の段階からの認知症の発見や適切な診断と対応が可能な体制の整備を進めます。併せて、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークを構築し、認知症高齢者が尊厳を保ちながら生活できる体制を推進します。
- ・高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスについて、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、ボランティア、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による生活支援サービスの提供体制を推進します。また、住民主体で参加しやすく地域に根ざした介護予防を推進し、介護予防の普及啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。
- ・高齢者の閉じこもりなど多様な問題に対し、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- ・移動サービスの充実により、閉じこもり予防と生活範囲の拡大を図ります。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
要介護認定率	17.9%	17.6%	第7期北栄町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(H30年3月策定)
認知症サポーター	1,954人	4,174人	過去5年間実績値から推計
いきいきサロン	42自治会 1.7回/月	全自治会 2回/月	
こけないからだ講座	13自治会	31自治会	各年度3地区実施

【用語解説】

*1 要介護認定率

介護保険第1号被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。

3節 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

平成24年6月「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。これは、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスの提供や支援について、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられたことによるものです。しかし、いまだ障がいのある人に対する地域の理解は未だ十分とはいえない状況にあり、今後もさらに啓発活動の充実を図り、偏見や差別などをなくしていくことが必要です。

また、障がいのある人が地域で日常生活を送るために必要な福祉サービスについても、社会資源は十分とはいえず、生活の質を高めるために必要な福祉サービスが必要に応じていつでも受けられるよう一層の充実が求められ、社会資源に関する情報発信を推進する必要があります。

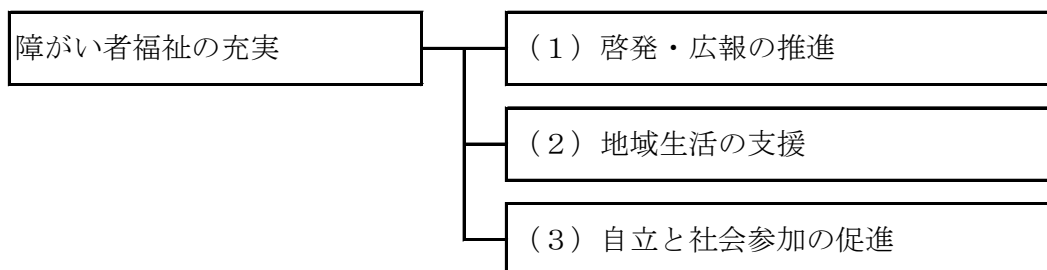
さらに、障がいのある人の自立した社会生活を支援するためには、交流の場、学習や就労の機会の確保が重要であり、視覚障がいや聴覚障がいに配慮した情報提供、コミュニケーション支援や就労移行支援などの福祉サービスの充実が必要です。

あわせて、障がいのある人の活動の場を広げ、自由な社会参加を促進していくためには、不特定多数の人が利用する公共的な施設のバリアフリー化、施設の段差の解消や点字ブロックの設置、多機能トイレの設置などユニバーサルデザインによるまちづくりを推進する必要があります。

【施策の基本方向】

- ・障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることのできる環境を整備し、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できるまちを目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 啓発・広報の推進

- ・広報誌、ホームページなどを活用した啓発・広報活動を継続的に行います。
- ・障がいのある人への理解が深まるよう福祉教育やボランティア活動の活性化に取り組みます。
- ・障がいに対する偏見を人権問題として位置付け、人権研修の一環として啓発に努めます。

(2) 地域生活の支援

- ・障がい者地域生活支援センター^{*1}に相談員を継続設置し、相談体制や情報提供を一層充実します。
- ・障がい者地域自立支援協議会や家族会などの機会をとらえ、地域での生活に必要な障がい福祉サービスについて意見を伺い、支援体制の整備を図ります。
- ・障がいのある人に配慮した情報提供を行えるよう体制整備に努めます。

(3) 自立と社会参加の促進

- ・当事者や家族の会を支援し、交流や学習の場を広げます。
- ・障がいのある人の雇用促進のため、関係機関と連携し、就労支援に努めます。
- ・移動サービスの充実を図り、生活範囲の拡大を促進します。
- ・障がいのある人をはじめとするすべての人にやさしいまちづくりを推進するため、時期をとらえて公共施設のバリアフリー化を検討するとともに、町全体で福祉のまちづくりに関する理解が深まるよう意識の高揚に努めます。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
施設入所者数 (施設入所者の地域生活への移行)	41人	38人	北栄町障がい福祉計画 (第5期)及び障がい児 福祉計画(第1期) ※平成30年3月策定
主に重症心身障がい児 を支援する児童発達支 援事業所の確保	0か所	1か所 (中部圏域で)	同上
福祉施設から一般就労 への移行者数	5人	8人	同上

【用語解説】

*1 障がい者地域生活支援センター

地域生活の支援を必要とする身体・知的・精神障がいやその他障がい(発達障がい、高次脳機能障がいなど)のある人(児童も含む)に地域で安心して生活していただくための総合相談窓口。(福祉課内)

1節 結婚、出産、子育てに安心、喜びを感じられる環境づくり

【現状と課題】

核家族化の進行、合計特殊出生率^{*1}の低下、及び未婚率の上昇など、社会、経済情勢の変化の中、結婚や子育てへの不安は大きく、支援対策の充実が必要です。若者が結婚、子育てに関心を持つように地域で応援する体制が必要で、独身者の情報共有、出会いの場の提供など、地域で支援することも必要です。

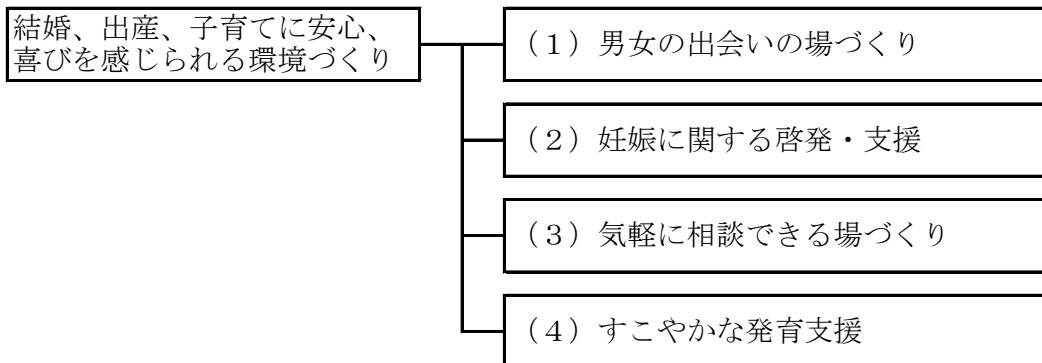
また、すべての子育て家庭の状況把握に努め、親の子育て不安感を軽減したり、子どもの発達状況なども気軽に相談できるような体制の充実が必要です。そのため妊娠・出産・子育てについての総合的な相談窓口の子育て世代包括支援センター（ネウボラ）^{*2}を中心に、こども園・保育所、子育て支援センターなどにおける保護者支援や家庭訪問、乳幼児健診の情報共有など、関係する機関が連携し児童虐待の防止にも努めていくことが必要です。

さらに、就学前保育・教育の質の向上、保護者支援を充実することが必要です。

【施策の基本方向】

- ・子どもを産み育てることに喜びを感じられ、子どもがいることで元気があふれるまちづくりを推進します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 男女の出会いの場づくり

- ・結婚の意思がある若い世代の希望の実現を図るため、男女の出会いの場を提供します。
- ・結婚に対する意識の向上を高めるような体験型の取組を行い、みんなで結婚を応援する体制づくりに努めます。

(2) 妊娠に関する啓発・支援

- ・思春期からの体づくりやライフサイクルを考えて妊娠出産できるよう妊娠適齢期について啓発します。
- ・妊産婦一般健康診査の受診・不妊治療を支援します。
- ・親として子育てに関わることの楽しさと必要性について、積極的に啓発します。
- ・子育てへの男性の参画を啓発します。

(3) 気軽に相談できる場づくり

- ・安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。
- ・妊娠届け時の初回面接を大切にし、気軽に相談できる場づくりに努めます。
- ・妊産婦・乳幼児への訪問や集いの場を充実します。

(4) すこやかな発育支援

- ・公立全園、幼保連携型認定こども園への移行により「子育て」「子育て」への総合的支援を行います。
- ・発育、発達に心配の見られる子どもに早期で適切な対応が行われるよう、健診や相談体制を充実し関係機関とのネットワークを強化します。
- ・子ども一人ひとりの状況に応じた支援を的確に切れ目なく行うための体制・連携を整備します。
- ・個々に応じたきめ細やかな関わりや豊かな体験活動、集団活動で発達を保障します。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
成婚数	—	2組/年	しあわせ♡創生事業参加者のうち成婚に至った数
妊娠適齢期という言葉を知っている人の割合	—	75%	成人式アンケート
育児について相談したり、話したりする人があると答える人の割合	—	100%	3歳児健診時にヒアリング

【用語解説】

*1 合計特殊出生率

一人の女性が生涯産む子どもの数を推計したもの。

*2 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）

妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を行う総合窓口（教育総務課内）。ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスを受ける場（neuvo=アドバイス la=場所）の意味。

2節 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

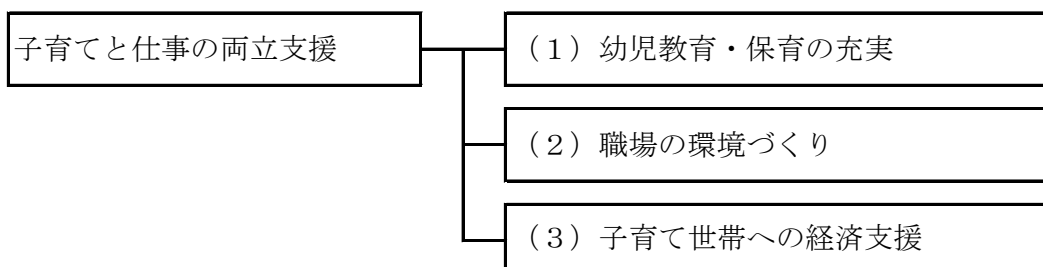
女性の社会進出意欲の高まりや経済情勢の変化など、社会環境の変化とともに家庭における子育て環境が大きく変わってきています。中小企業の多い本町では、育児休業など子育て支援制度が十分ではない事業所もあり、子育てより仕事を優先せざるを得ない環境もあります。

また、子どもの年齢に応じた発達を保障するためにも家庭や地域の教育力を高めなくてはなりません。事業所や自営業者に対してはワーク・ライフ・バランス^{*1}の啓発を行い、町は支援サービスの充実として、延長保育、病児・病後児保育、休日保育、放課後児童クラブを設置するなど、地域全体で子育て家庭を見守り、子どもの成長に関心を持つ環境の充実がますます必要です。

【施策の基本方向】

- ・子育てを総合的に支援し、働くことと子育てを両立できる社会の実現を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 幼児教育・保育の充実

- ・子育てと仕事の両立を支援するサービスを提供し子育て家庭の負担軽減と、子育てしやすい環境を整備します。
- ・学童保育を拡充し、放課後における児童の健全育成を推進します。

(2) 職場の環境づくり

- ・育児に男性も関わることの大切さ、男女共同参画意識の浸透で職場環境の改善を啓発します。
- ・育児休業制度の整備など、職場における子育てへの理解と意識向上を図ります。

(3) 子育て世帯への経済支援

- ・子育て家庭の経済的負担を軽減するために、子育て世帯に対して財政的支援を行います。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
子ども園入所待機児童数	0人	0人の継続	
放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人の継続	
男性の育児休暇制度取得率	—	10%	町内企業

【用語解説】

*1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と家庭の両立」の意味で、仕事と私生活が充実感を持って選択実現できる社会づくりのこと。

第4編 やさしいまちづくり
第1章 環境にやさしいまちづくりの推進

1節 再エネ・省エネ活用によるまちづくりの推進

【現状と課題】

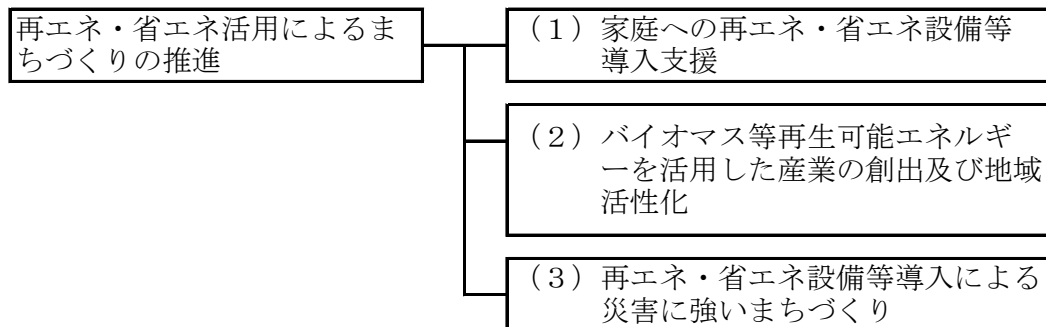
私たちが使う電気、ガス、ガソリンなどのエネルギーはそのほとんどが化石燃料^{*1}に頼っている状況です。化石燃料の大量消費により、地球温暖化、資源枯渇など環境への負荷はもちろん、エネルギーに関するお金は町外、国外にほとんど出て行ってしまいます。

そこで、再生可能エネルギー^{*2}や省エネルギー活用により、環境への負荷を減らすとともに、エネルギーに関する支出を域内に留め、域内で循環できるような仕組みづくりが課題となります。

【施策の基本方向】

- ・家庭や産業への再エネや省エネ設備導入によるエネルギー自給率向上等環境にやさしいまちづくりを推進することで、北栄町のイメージアップを図るとともに、エネルギーに関する支出の地域内循環を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 家庭への再エネ・省エネ設備等導入支援

- ・家庭への太陽光発電、燃料電池等の再エネ・省エネ設備等設置費の支援を行い、家庭での電力自給率のアップを目指します。

(2) バイオマス等再生可能エネルギーを活用した産業の創出及び活性化

- ・バイオマス産業都市構想^{*3}に基づき、バイオマス等地域の資源を活用した産業の創出及び活性化を図っていきます。

(3) 再エネ・省エネ設備等導入による災害に強いまちづくり

- ・避難所に指定されている学校や公共施設、自治会公民館等への太陽光発電や蓄電池等の再エネ・省エネ設備等導入により、災害時の非常用電源の確保を図ります。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
家庭用創エネ設備等設置 件数	262件	330件	町補助金制度活用件数
自治会公民館等太陽光発 電システム設置	17自治会 (112.18kW)	25自治会	自治会の約4割設置目標
公共施設等太陽光発電、 蓄電池等設備導入	太陽光発電 2施設 蓄電池 0	太陽光発電 5施設 蓄電池 5施設	

【用語解説】

*1 化石燃料

石炭、石油、天然ガスなど。化石燃料は大昔の動植物などが長い年月をかけて変化してできたものであり、埋蔵量に限りがある。

*2 再生可能エネルギー

現在、わが国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りある資源。これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。石油等に代わるクリーンなエネルギーとしてさらなる導入、普及を促進している。

*3 バイオマス産業都市構想

関係7府庁（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で推進する取り組みで、バイオマス（森林資源など自然由来のエネルギー）を活用し、収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す計画のこと。

第4編 やさしいまちづくり 第1章 環境にやさしいまちづくりの推進

2節 環境にやさしいライフスタイルへの転換

【現状と課題】

地球温暖化をはじめとする様々な環境問題は、人が活動することによって引き起こされる問題です。また、社会経済活動の拡大や資源浪費型の暮らしは、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境に大きな影響を及ぼしてきています。

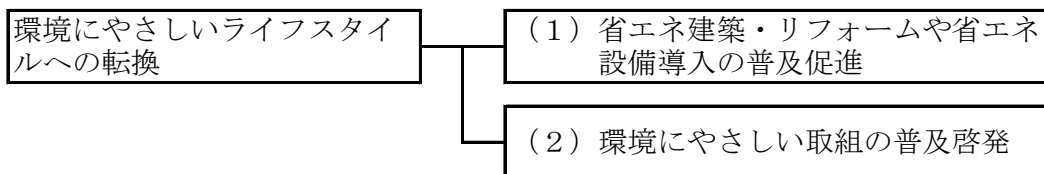
そこで、この問題を解決するために、その原因者である私たち一人ひとりが、環境問題を自分自身の問題としてとらえ、身近なところから取り組んでいく必要があります。

環境にやさしい持続的な発展が可能な社会の実現を目指し、なおかつ健康で快適な生活の提案や取組を進めることが課題となります。

【施策の基本方向】

- ・省エネリフォームや省エネ設備の導入等により、家庭の電力、ガス、灯油等のエネルギー消費量を削減するとともに、環境にやさしいだけでなく、健康で快適なライフスタイルへの転換の提案や取組を進めていきます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 省エネ建築・リフォームや省エネ設備導入の普及促進

- ・家庭への省エネリフォーム助成だけでなく、町内業者への省エネ建築に関する研修会等の開催や受講などの支援を行い、省エネ建築や省エネ設備の導入の普及促進を目指します。
- ・省エネ建築による住宅の燃費診断など、経済面での省エネ効果を明示することによって、省エネ建築の普及促進を目指します。

(2) 環境にやさしい取組の普及啓発

- ・家庭で実践できる環境にやさしい取組の普及をめざし、こどもエコクラブ^{*1}による環境教育の支援、地域への環境出前講座の開催など、町民に対する環境学習を推進します。
- ・グリーンカーテン^{*2}やエコドライブ^{*3}などの省エネ知識を広く普及し、家庭や事業所などでの実践を目指します。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
省エネルギーフォーム戸数	—	120戸	

【用語解説】

***1 こどもエコクラブ**

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子供たちが人と環境の関わりについて理解を深め、自然を大切にする心や環境問題解決を自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を拡げることを目的としている。

***2 グリーンカーテン**

窓に張り巡らせたネットにつる性植物を絡ませて窓を覆うことで、日差しをさえぎり室内温度の上昇を抑制する効果がある。

***3 エコドライブ**

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことで、アイドリングストップや急発進・急加速をしない運転などを実践することにより環境にやさしいだけでなく、安全運転にもつながる。

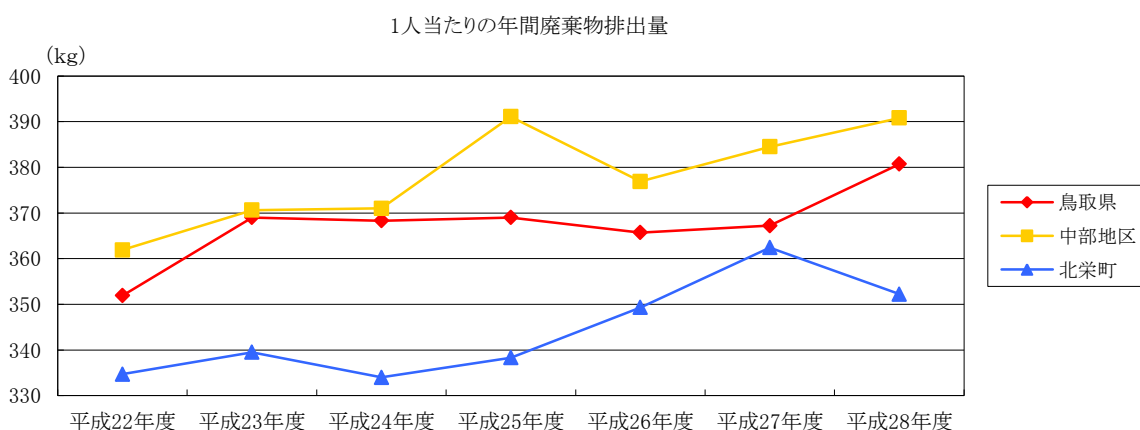
第4編 やさしいまちづくり 第1章 環境にやさしいまちづくりの推進

3節 ごみの減量化と適正処理の推進

【現状と課題】

本町から出るごみの処理量は年々ゆるやかに増加傾向にあり、再生資源の排出量が減少傾向にあるため、リサイクル率が低下しています。また、可燃ごみが全体の73%を占めており、リサイクル可能な古紙やペットボトルなどが可燃ごみとして排出されていることが影響していると考えられます。また、ごみのポイ捨て、不法投棄により町の美観、景観が損なわれています。

また、中部市町と広域連合とで平成24年度に策定した「鳥取県中部圏域ゼロ・エミッション推進計画」により、平成27年度から自治会収集がはじまった小型家電や、焼却灰リサイクルの検討等により、ごみ減量化及び最終処分場の延命化を推進していく必要があります。

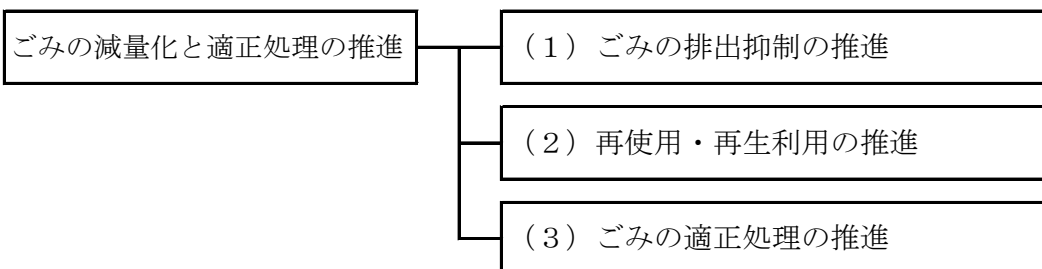


環境省一般廃棄物処理実態調査結果より算出

【施策の基本方向】

- ・循環型社会の構築を目指し、町・町民・事業者が一体となってごみの排出抑制・再使用・再生利用、及び適正処理に努めます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) ごみの排出抑制の推進

- ・ごみ減量のキャッチフレーズ「4R（断る、減らす、再使用、再生利用）」を推進します。
- ・マイバッグの利用促進に努めます。
- ・グリーン購入を推進します。
- ・ゼロ・エミッション推進計画の取組を推進します。

(2) 再使用・再生利用の推進

- ・可燃ごみに含まれる再生資源の分別を推進します。
- ・再生資源回収団体の活動を支援します。
- ・再生資源を毎日出せるリサイクルステーションの利用拡大を推進します。

(3) ごみの適正処理の推進

- ・町内一斉クリーン作戦などによるごみの処理及び環境美化に努めます。
- ・不法投棄の防止及び撤去に努めます。
- ・違法な野焼きの防止に努めます。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
一人当たりの廃棄物排出量（事業系ごみ除く）	565 g / 人日	500 g / 人日	北栄町環境基本計画 北栄町一般廃棄物処理 実施計画

第4編 やさしいまちづくり
第1章 環境にやさしいまちづくりの推進

4節 上水道の整備

【現状と課題】

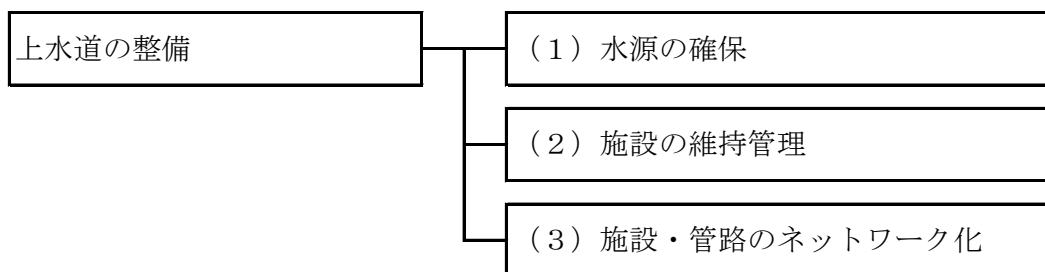
町内の上水道は創設から50年以上が経過し、普及率は平成29年度末現在99.5%と生活になくってはならないものとなっています。

合併後、北条地区の安定供給や水圧の不安定な地区の解消を図りましたが、配水管、機械設備をはじめ老朽化が進んでいる施設も多く、今後も安定した水道水の供給を行うためには、配水池等施設の耐震化など計画的な施設整備や更新が必要です。

【施策の基本方向】

- ・安全で良質な水の安定供給を行うため、水質管理の徹底や良好な水源確保、地震等の災害に強く緊急時にも迅速に対応できる施設の整備、更新を進めます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 水源の確保

- ・良質で豊富な水を確保するため、水源地の保全を行います。

(2) 施設の維持管理

- ・故障による断水や破損漏水を防止するため、耐用年数を経過したポンプ等の設備や石綿管等の老朽管を年次的に更新し、あわせて耐震化を進めます。
- ・滅菌設備等の保守管理や水質管理を徹底し、安全でおいしい水の安定供給を行います。

(3) 施設・管路のネットワーク化

- ・水圧安定や緊急時等の水の相互融通を図るため、各配水池や管路等のネットワーク化を進めます。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
上水道普及率	99.5%	100.0%	井戸水利用者はあるが、整備は完了
石綿管解消	残延長 360m	残延長 0m	

第4編 やさしいまちづくり 第1章 環境にやさしいまちづくりの推進

5節 下水道の整備

【現状と課題】

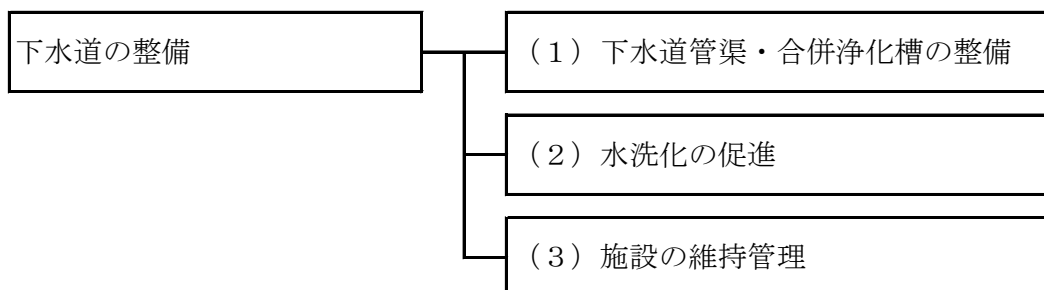
公共用水域の水質保全と居住環境の改善を図るため、下水道整備を進めています。しかし、排水設備の新設や改修は全て各世帯・事業所の負担となることから、接続（水洗化）が進みにくい現状にあります。町全体の生活環境の向上を図るため、事業推進の理解を得ながら接続を進めていくことが必要です。

また、下水道の区域外に住宅を新設される場合は、合併浄化槽整備事業を進めます。

【施策の基本方向】

- ・町全域で下水道整備を行い、美しい自然環境と快適な居住環境づくりを目指します。
- ・下水道処理場等の機械設備や管渠の維持管理を適正に行うとともに、効率的な運転管理により汚泥の減容化^{*1}を図ります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 下水道管渠・合併浄化槽の整備

- ・下水道管渠整備を計画的に行い、合併浄化槽事業と併せ全町での下水道処理を図ります。

(2) 水洗化の促進

- ・各家庭や事業所からの排水を下水道に接続する取組を進めます。

(3) 施設の維持管理

- ・下水道処理施設の運転管理、機器類の長寿命化、汚泥の減容化^{*1}を進め、電気代・薬品費などを一括して管理委託する包括的民間委託の手法を実施し、効率的な維持管理を行います。

【施策の目標】

項 目	平成 2 6 年度の実績	平成 3 2 年度の目標	備 考
生活排水処理施設整備率	99.73% { 公共下水道 96.82% 農業集落排水 1.55% 合併浄化槽 1.36%	100%	
水洗化率	85.89% { 公共下水道 83.29% 農業集落排水 1.54% 合併浄化槽 1.06%	100%	

【用語解説】

*1 減容化

全容量を減らすこと。

第4編 やさしいまちづくり
第2章 安全なまちづくりの推進

1 節 地域防災・危機管理対策の充実

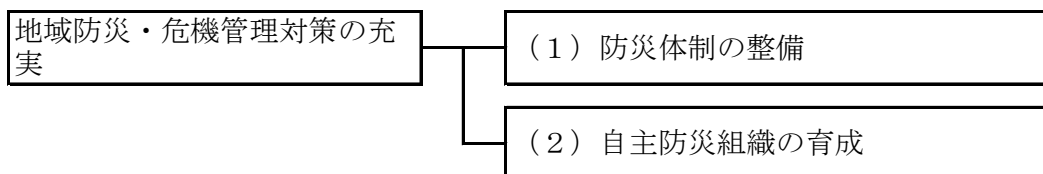
【現状と課題】

地震や風水害などの大規模災害時は、同時多発的に災害が発生し交通や通信が寸断されるため、災害発生初期に全ての災害現場に消防署や警察署などの公的支援が入ることは困難です。鳥取県中部地震を始め多発する大地震、日本各地で集中豪雨による大規模土砂災害、堤防決壊による広範囲の浸水などが発生しており、防災に対する住民意識は非常に高くなっています。地域における自主防災組織も組織化は進んでいるものの、取組が全ての地域までには及んでいないこと、そして、組織によっては訓練をはじめとした災害発生時への備えが十分にできているといえず、あらゆる事態を想定した防災体制の強化が急がれます。災害を忘れることなく、日ごろから地域の交流を通して防災力を高めておく必要があります。

【施策の基本方向】

- ・災害に対する認識を高め、町民自らが助け合う自主防災組織づくりと活動を支援し、あらゆる事態を想定した防災体制づくりを整備します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 防災体制の整備

- ・災害等緊急時を想定した体制づくりを進めます。
- ・国、県等の関係機関と連携し、新型インフルエンザや家畜伝染病の防疫に努めるとともに、有毒ガス発生などの新たな脅威に対する危機管理体制を強化します。
- ・1千年に一度の大雨を想定した雨量によるハザードマップ*1を作成し、住民周知します。
- ・町民の防災教育や防災訓練等の実施により、防災に対する意識を高めます。
- ・町内をカバーする広域消防、町消防、自衛消防（女性消防隊）の役割分担を明確にすることで、効率的な防災体制を整備します。
- ・土砂災害の恐れのある箇所について、治山・砂防事業等による施設整備を推進します。
- ・浸水地区解消に向け、河川整備及び適切な維持管理について、関係機関に要請します。

(2) 自主防災組織の育成

- ・地域における防災・避難訓練等を定期的（年1回以上）に実施し、自主防災組織づくりを支援します。
- ・防災施設の整備にかかる防災機材の助成を行います。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
自主防災組織数	44組織	63組織	全自治会での設立を目標

【用語解説】

*1 ハザードマップ

津波、土砂災害、洪水などの被害を予測し、被害のおそれのある地域や避難に関する情報を掲載した地図。ハザードマップに基づいて、住民に危険箇所などを周知し、災害発生時の迅速、的確な避難と二次災害を防ぐ目的で作成するもの。

第4編 やさしいまちづくり
第2章 安全なまちづくりの推進

2節 生活安全の整備

【現状と課題】

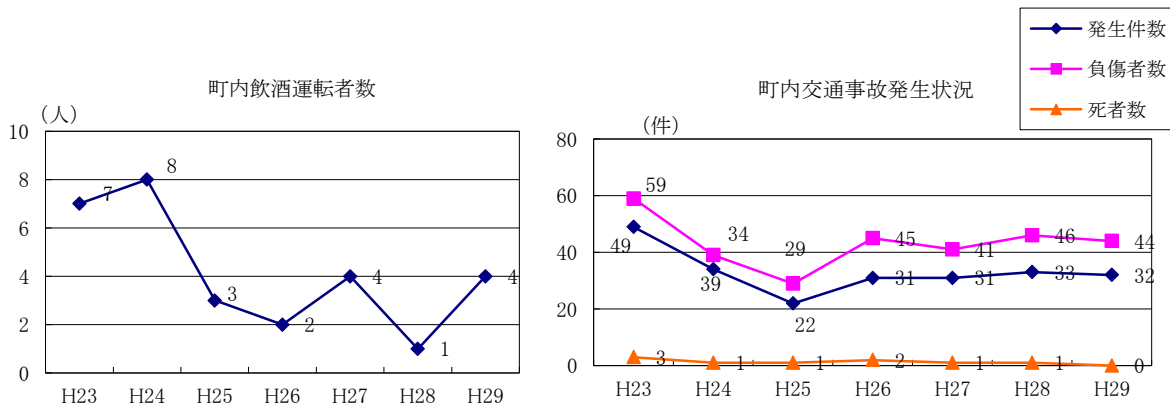
生活様式の多様化、暮らしの便利さが進む一方で、町民の連帯意識の希薄化が進み、近隣に無関心な人たちが増えています。これに伴い地域社会が有していたお互いを見守り支え合う力や犯罪を抑える機能が低下しています。

平成29年度の北栄町における犯罪率(人口1,000人当たりの件数)は3.2件で、県下のワースト8位となっており、特に窃盗犯は2.3件でその多くを占めています。

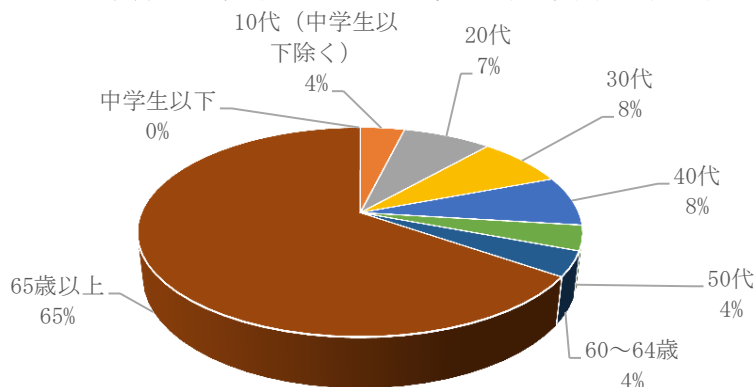
一方、交通事故状況をみますと、発生件数・負傷者数・死者数ともに減少傾向にあったものの平成26年度には増加に転じるなど、まだまだ多くの事故が発生しています。とりわけ運転者の自覚により未然に防げるはずの飲酒運転に起因する事故の発生は、未だ後を絶たず大きな社会問題となっています。運転者はもちろん、家庭や地域から飲酒運転を根絶する意識をより高めなければなりません。

発生した交通事故で亡くなった方の半数以上が65歳以上の高齢者という状況もあります。人によっては、加齢のため運動能力や判断力が低下することがあり、自動車を運転して加害者となる事故を引き起こす恐れもあります。このため、運転に不安を覚えた場合に運転免許証を自主的に返納する「運転免許証自主返納制度」を普及していく必要があります。

また、人口減少や高齢化に伴い、廃屋・空家が増加しています。生活安全を確保するため、特定危険空家^{*1}の解体・撤去の推進が必要となっています。



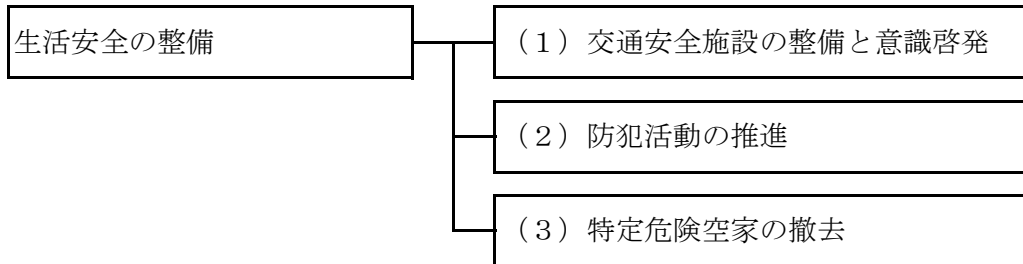
平成29年県内交通事故死者年齢別割合



【施策の基本方向】

- ・犯罪、事故などを未然に防ぎ、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 交通安全施設の整備と意識啓発

- ・子どもから高齢者まで各年齢層にわたり、交通安全に対する意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、交通安全教室の開催など啓発活動を展開します。特に高齢者へは、自身の交通行動を認識していただける効果的な研修機会を提供します。
- ・運転免許証自主返納制度を広く知っていただくための広報を行います。
- ・交通安全施設を効果的に整備し、交通事故の発生しにくい環境づくりを推進します。

(2) 防犯活動の推進

- ・防犯ボランティアの参加や地域防犯教室など、地域ぐるみの防犯活動、パトロールの実施を促進します。
- ・あいさつ、声かけ運動の実施により町民の防犯意識の高揚を図ります。

(3) 特定危険空家の撤去

- ・老朽危険空家等除却事業費補助金の周知を行い、特定危険空家の撤去を促進します。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
犯罪率 (刑法犯認知件数／人口 1,000人当り)	4.6件	3.0件	低い犯罪率県下ベスト5
町内交通事故発生件数	31件	21件	30%減
飲酒運転検挙者数	2件	0件	飲酒運転根絶

【用語解説】

*1 特定危険空家

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

第4編 やさしいまちづくり

第3章 住環境の整備

1節 住宅・広場の整備

【現状と課題】

昭和50年前後に建設された町営住宅は耐用年限が近づき、これとともに老朽化も進行しています。このため、修繕等の維持管理費も増加傾向にあり、今後の財政負担への影響が懸念されています。世帯構成に関して、長期にわたる入居者は、入居当初から現状では年齢層、世帯員数などが変化しており、間取り、設備等入居者のニーズに合わなくなってきました。

平成27年度から由良宿団地建替事業を実施しています。これにより居住性・安全性等に配慮した様々な世帯に対応できる住戸の確保を図ります。

その他の団地については、向山団地は耐用年数到来をもって用途廃止、中央団地・六尾北団地については譲渡の方針が決定し、対応を進めます。

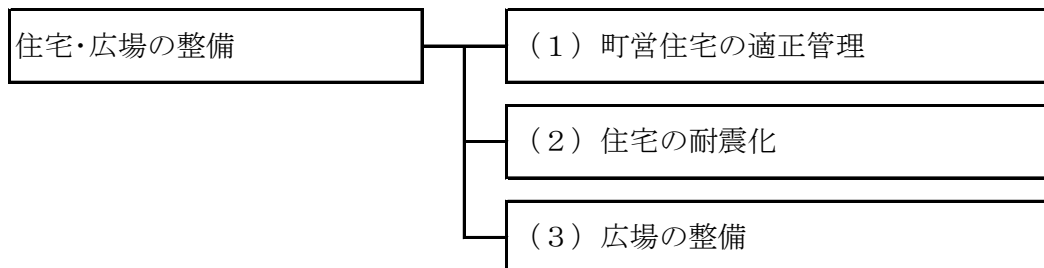
次に、町民生活に重大な影響を及ぼす地震被害を軽減するため、住宅の耐震化が必要となっていますが、耐震診断自体進んでいません。

町民アンケートの結果では、特に子育て世代である30～40歳代で、「公園・広場の管理・整備」に対する満足度が低くなっています。

【施策の基本方向】

- ・安心して暮らせる良質な住環境の実現を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 町営住宅の適正管理

- ・社会・経済情勢の流れを踏まえ、町営住宅に対するニーズを把握・考慮し、建替計画・設計では、居住性、安全性等に配慮したものとし様々な世帯に対応できる住戸の確保を図ります。また、民間住宅を活用した施策を検討します。
- ・公営住宅等長寿命化計画に基づいて、耐久性の向上、定期的な点検、予防的な維持管理の実施により良質なストック形成に努めます。

(2) 住宅の耐震化

- ・耐震診断及び耐震改修に関する普及啓発を行うとともに、支援制度の充実を図り耐震化を促進します。

(3) 広場の整備

- ・身近な生活空間における憩いや癒しの場として、誰もが利用できる安全で安心なオープンスペースを確保します。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
町営住宅の適正管理	町営住宅 128戸	町営住宅 105戸	北栄町地域住宅計画 北栄町公営住宅等長寿 命化計画
住宅の耐震化	70.0%	89.0%	北栄町耐震改修促進計 画（H29年3月改定）

第4編 やさしいまちづくり 第4章 地域情報化の整備

1節 情報化の整備

【現状と課題】

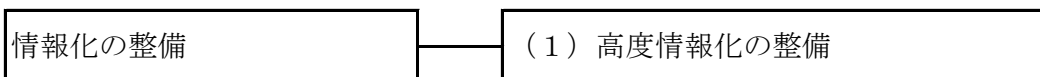
北栄町では、平成21～22年度に北条地区、平成24～25年度に大栄地区が、それぞれCATV伝送路のFTTH^{*1}化となりました。高速通信網が整備されたことにより、町内全域でインターネット環境が向上し、より簡単に多くの情報を入手したり発信したりできるようになりました。今後、この情報通信基盤を安定して維持・管理していく必要があります。

また、行政手続きにおいて多くの項目でオンラインでの手続きが可能にできるよう、環境の整備と利用促進を図っていく必要があります。

【施策の基本方向】

- ・誰もが情報を享受し、活発に情報発信し交流できる環境を整備します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 高度情報化の整備

- ・町内のCATV伝送路の維持管理に努め、誰もがインターネットやEメール、CATV等を利用しやすい環境を提供するとともに、それらを活用していろいろな媒体での情報提供に努めます。
- ・県と市町村で進めるICT^{*2}共同化推進により、オンライン手続きの拡大と利用促進を図ります。
- ・CATVで提供しているサービスの周知を行い、加入促進を図ります。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
CATV加入状況	85.7% (3月末現在)	95.0%	
CATVインターネット加入状況	31.5% (3月末現在)	50.0%	

【用語解説】

*1 FTTH

光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス。

*2 ICT

情報通信技術。

1 節 交通基盤の整備

【現状と課題】

町道等の老朽化による破損箇所が増加し、速やかな維持補修の対応が必要となっ
ています。また、町道の維持管理や除雪について、自治会と町との役割分担が不明確
になっています。さらに、広域的な交流促進のため、高速道路へのアクセス向上が求
められています。

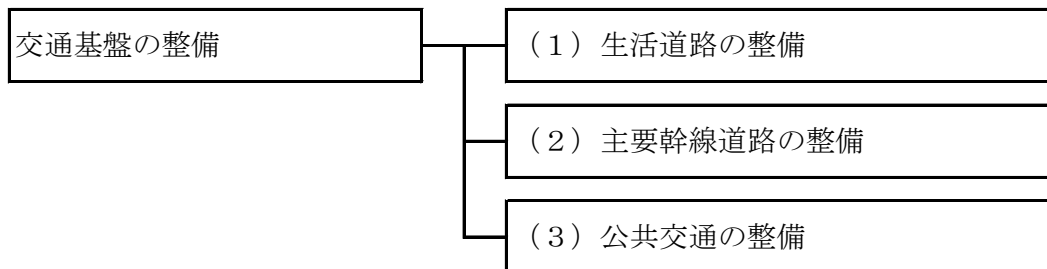
公共交通機関については、町内には広域バス路線が3本（赤碕線、栄線、北条線）と乗
合タクシー（高尾線）が運行されていますが、特に広域バス路線は利用者が減少傾向に
あり、町の財政負担も年々増加しています。公共交通空白地域への対策として平成25
年度からタクシー助成制度を開始し、平成27年度からは福祉施策と連携し、対象者や
利用区間を拡充してきました。

今後も引き続き、移動実態に即した利便性と効率性を兼ね備え、持続可能な公共交
通体系の見直しについて、福祉施策との連携も考慮しながら進めていかなければな
りません。

【施策の基本方向】

- ・安全・安心の視点から、人にやさしい道づくりを目指します。
- ・広域バス路線の維持及び効率的な運行体系の確立とあわせ、J Rや福祉施策との連携も
ふまえた乗合タクシー、タクシー助成制度の総合的な見直しと効率化を考えながら、
利用者の利便性の向上を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 生活道路の整備

- ・町道の改良及び舗装を年次計画的に行い、改良率及び舗装率を高めます。
- ・町道の維持・修繕を実施し、通行者の安全を図ります。
- ・町道の維持管理や除雪について、自治会と町の役割分担の明確化を進めます。

(2) 主要幹線道路の整備

- ・「北条湯原道路」の早期整備を周辺自治体と連携し、関係機関に要請します。
- ・「山陰道」の早期整備を周辺自治体と連携し、関係機関に要請します。
- ・「山陰道北条道路」の整備にあたり、町内の観光施設が通過地点にならないよう、インターチェンジ等の設置を関係機関に要請します。
- ・県道の適切な維持管理及び歩道の整備について、関係機関に要請します。

(3) 公共交通の整備

- ・地域の実情、移動実態にあった既存バス路線の維持と福祉施策との連携もふまえた、乗り合いタクシー、タクシー助成制度の総合的な見直しと効率化を図ります。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
町道の改良舗装	町道規格改良率*1 74.5% 町道舗装率 95.4%	改良率 80.0% 舗装率 100.0%	
山陰道・北条湯原道路	北条湯原間一部開通 山陰道一部開通	北条湯原間道路一部開通（工事着手） 山陰道一部開通（工事着手）	

【用語解説】

*1 規格改良率

道路の幅員、線形、勾配、視距等が道路構造令の規格に合うように改良されている割合。

1節 男女共同参画社会の環境整備

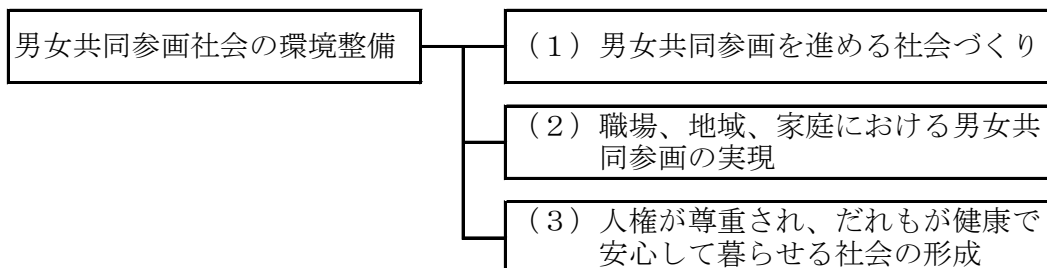
【現状と課題】

町では平成18年度に北栄町男女共同参画推進条例を制定、平成29年度には第3次北栄町男女共同参画基本計画を策定し、この基本計画に基づいて男女共同参画及び女性活躍推進の関連施策を推進しています。現状としては、男女共同参画社会を目指す法的制度上の改善は着実に推進されていますが、固定的な性別役割分担意識はまだ根強く残っており、男女の平等理念は必ずしも私たちの生活の中に根づいているとはいえません。

【施策の基本方向】

- ・個々の人権を尊重し、男女の個性や能力が発揮できるよう、あらゆる場における男女共同参画の実現を推進します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 男女共同参画を進める社会づくり

- ・政策・方針決定の場への女性の参画を拡大します。
- ・男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実を図ります。
- ・幼児教育、学校教育を通して男女平等意識の育成を図ります。
- ・地域における男女共同参画の推進を図ります。
- ・男性や子どもにとっての男女共同参画の推進を図ります。

(2) 職場、地域、家庭における男女共同参画の実現

- ・職場における男女共同参画の実現を図ります。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。
- ・農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立を図ります。

(3) 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成

- ・高齢者、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。
- ・男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を推進します。
- ・生涯を通じた男女の健康の支援を行います。

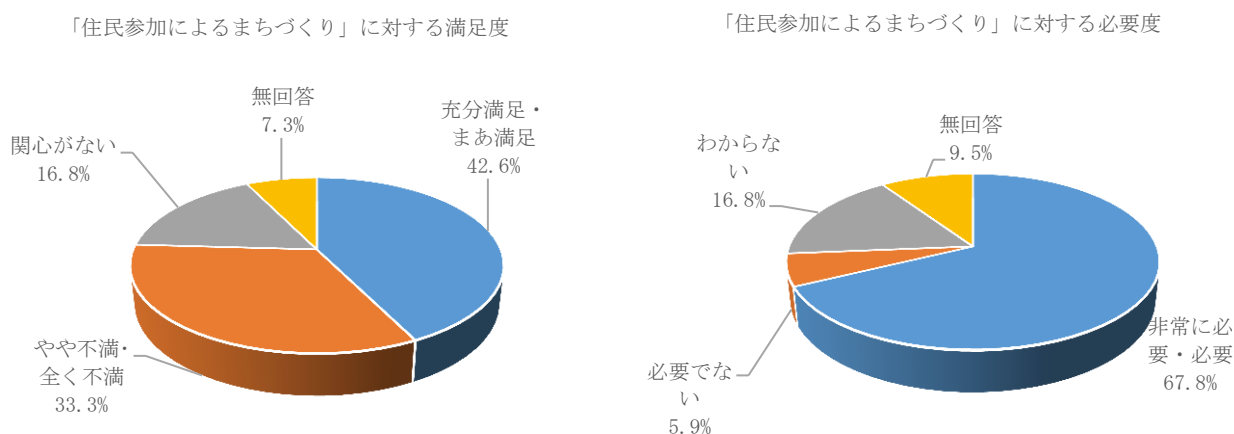
【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
委員会・審議会における女性委員の割合	38.5%	50.0%	第3次北栄町男女共同参画基本計画（H29年7月策定）
男女が平等に参加できる社会づくりに対する満足度	44.0%	75.0%	町民アンケート

1 節 協働活動の推進

【現状と課題】

町民と行政とが協働してまちづくりを進めるため、平成19年度に「北栄町自治基本条例」を制定しましたが、制定の意義やその内容について町民に十分に浸透しているとはいえません。また、町民等の参画の機会を保障するための取組として、パブリックコメント実施要綱の制定や地域座談会の実施、審議会等の委員公募を行っています。応募が多いとはいえ、まちづくりへの積極的な参加意識が低いのが現状です。今後、より一層の意識高揚のための取組が必要です。

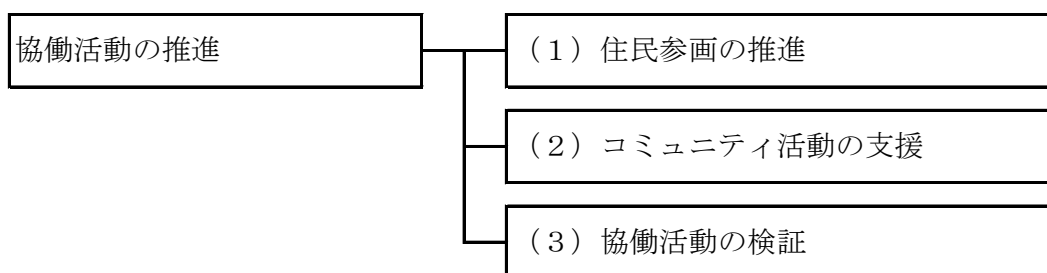


(H26町民アンケート)

【施策の基本方向】

- ・北栄町自治基本条例に基づき、町民、事業者、コミュニティ及び町は、お互いの理解と信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進します。
- ・町民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行います。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 住民参画の推進

- ・公募による各種審議会等の町民委員の登用や、重要な条例や計画の策定にあたっての町民意見募集の実施など、町民の声が町政に反映させるシステムを確立します。
- ・民間団体や、ボランティアによる活動が充実するための支援を行い、活動団体相互の連携を呼びかけます。
- ・協働と参画に対する意識の啓発を行います。

(2) コミュニティ活動の支援

- ・町民の自主的な地域づくり活動への参画を支援します。特に、まちづくりへの関心が高まりつつある若年層の活動を支援します。
- ・自治会活動などと連携し、まちづくり活動の活発化を促進します。
- ・地域活動の核となる人材の育成に努めます。

(3) 協働活動の検証

- ・自治基本条例第29条^{*1}に基づき、協働と参画のまちづくりについて、定期的に検証を行います。

【施策の目標】

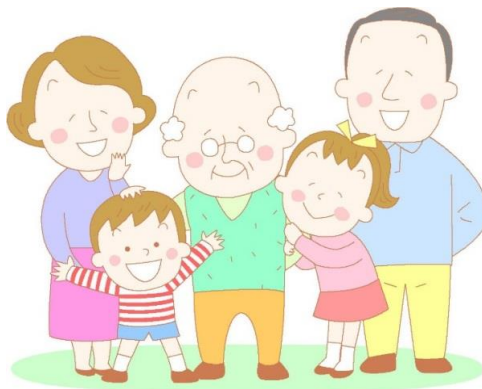
項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
まちづくりに参加したいと思う人の割合	48.2%	75.0%	町民アンケート

【協働】

まちづくりの主体である町民と町民同士がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力しあうことをいいます。(自治基本条例逐条解説より)

【参画】

政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。「参画」は「参加」より行政活動への関与の度合いが強く、原則として責任のある役割を担う意味を持ちます。(自治基本条例逐条解説より)



【用語解説】

*1 自治基本条例第29条

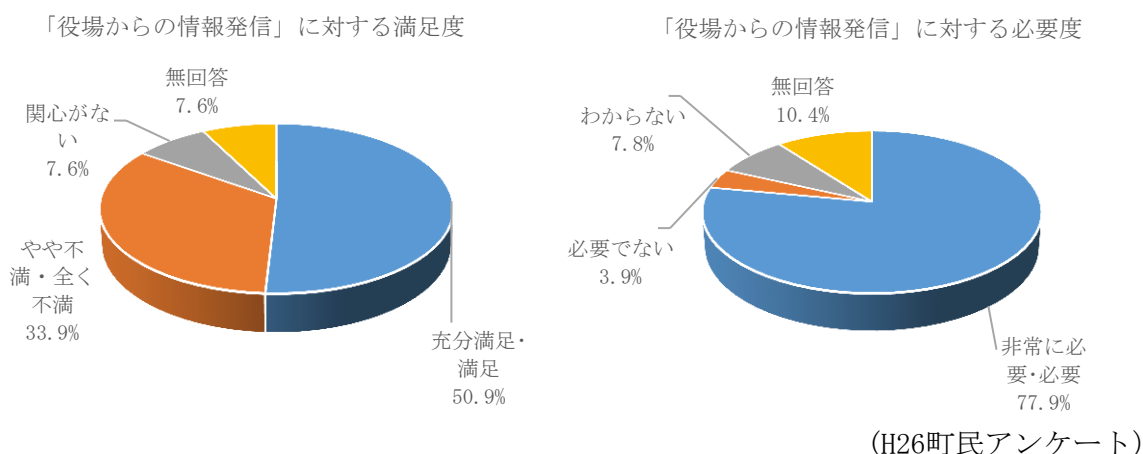
(条例の見直し) 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものかを検討しなければならない。

1節 開かれた町政運営

【現状と課題】

町政情報の積極的な発信は、町政への理解を深め、町政への参画を促進する上で非常に重要です。町民アンケートの結果、役場からの情報発信に対し、満足している人が約51%で、約34%の人は不満であるとの結果になっています。また、多数の人が情報発信は必要であると感じており、より満足していく情報発信の方法を検討する必要があります。

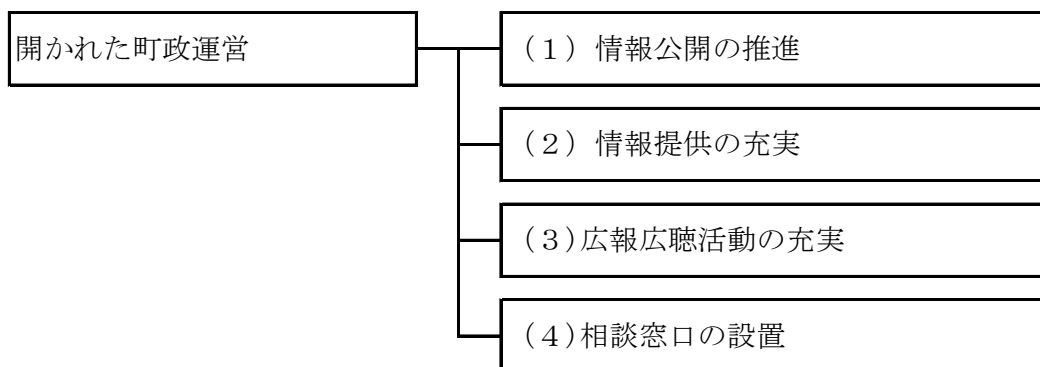
そして、より良い町政運営のため、積極的な情報発信を行うとともに、幅広い年齢層からの町民意見を取り入れることが大切であり、意見や要望の受付窓口、町民が気軽に相談できる苦情相談窓口について、継続して設置することが求められています。



【施策の基本方向】

- ・町政に関する情報を積極的に提供し、町民との情報共有を進めます。
- ・政策の立案、決定、実施、及び評価にあたってはその経過、内容、効果等について、町民にわかりやすい説明を行います。
- ・町政に対する意見、要望を受け付け、速やかに回答を行うとともに、庁舎掲示板及び町ホームページ等で公表します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 情報公開の推進

- ・町施策方針、目標、実施状況等の公開を促進します。
- ・審議会等の議事録をホームページに公開します。

(2) 情報提供の充実

- ・広報誌、ホームページ、告知放送等により、わかりやすく、的確な情報提供を行います。
- ・facebook等を活用して、北栄町の魅力を発信します。
- ・積極的にCATVやマスメディアを活用し、情報提供を行います。

(3) 広報広聴活動の充実

- ・魅力ある広報誌づくりを継続します。
- ・ホームページの交流広場や意見箱の設置、各種アンケート調査や地域座談会の実施など、広聴機会の充実を図ります。

(4) 相談窓口の設置

- ・庁舎及び中央公民館などに設置する意見箱や、町のホームページなどを通じて町政に対する意見、要望、苦情等を受け付け、速やかに回答するとともに、個人情報を含まないものについては、庁舎掲示板などで意見の内容とそれに対する回答を公表します。
- ・個人に関わる日常的な相談や悩み事に対しては、情報提供体制を充実させ、専門機関の紹介などの支援を行います。

【施策の目標】

項目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備考
町政の情報提供満足度	51.0%	85.0%	町民アンケート



北栄町facebook

2節 健全な財政運営

【現状と課題】

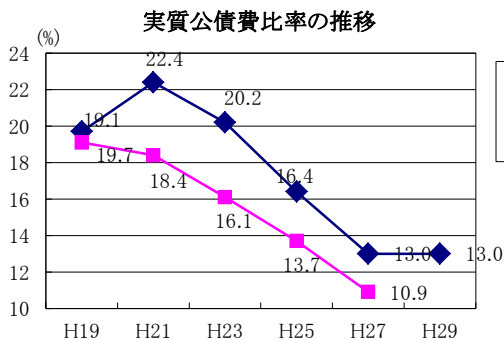
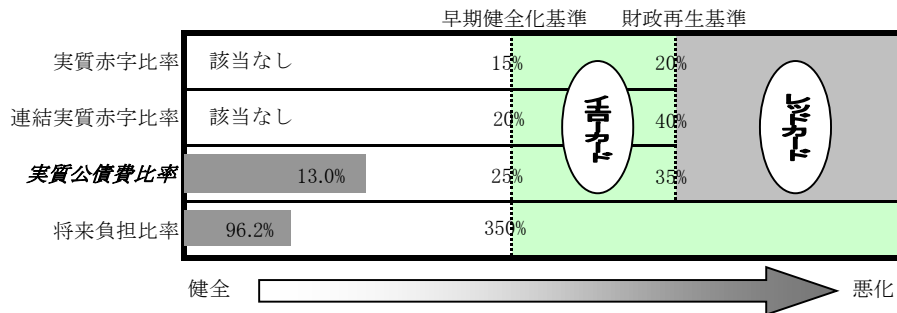
自治体の財政指標のひとつである実質公債費比率^{*1}は、平成21年度をピークに減少しており、平成29年度には13%となるなど近年の財政運営は概ね順調に推移しているところ。一方、町の収入の半分近くを占める普通交付税について、北栄町には約5億5千万円の合併による優遇措置がありますが、この措置が合併後10年を経過する平成28年度から段階的に廃止されることにより、今後地方交付税は大幅に減少していきます。

これに起因し、このままで推移すれば財政調整基金が年々減少し、今後も厳しい財政状況が見込まれます。そのため、外部の目で事業を見直し、民間にできることは民間に委ねるなど、コンパクトな自治体運営が必要となってきます。

持続可能で健全な財政運営のため、北栄町行政改革プランの確実な実行に加え、平成27年度には全事業について見直しを行い、60事業について町民と外部の評価者による「事業棚卸」を実施しました。また、同年10月から北条庁舎（現在は北条支所）総合窓口を民間委託し、さらに平成30年10月からは、大栄庁舎総合窓口と庶務業務の民間委託を実施しました。

厳しい財政状況下でも住民サービスを維持・低下させず、住民サービスの向上と歳出効率化の両立を図っていく必要があります。

財政健全化判断比率(H29年度決算)

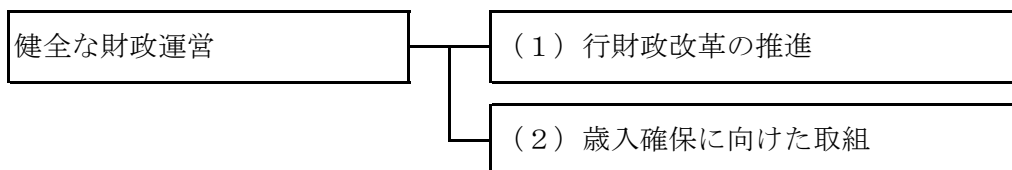


平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、全ての地方公共団体に財政の健全性を判断するために設けられた健全化判断比率の公表が義務付けられました。
この基準をいずれかの指標が超えると、財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による健全化を図ります。

【施策の基本方向】

- ・これまでに引き続き、行財政改革の一層の推進を行います。
- ・財源の公正かつ効率的な執行を行い、健全な財政運営を進めます。
- ・財政指標を早期に健全化の範囲内にするよう努めます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 行財政改革の推進

- ・行財政改革プランの確実な実行により、無駄のないスリムな行政を目指します。
- ・受益と負担、費用対効果の検証などを行うため、事業棚卸等の手法を用いて事務事業評価を行います。
- ・効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員の従前にとらわれない意識改革を促すとともに、住民目線に立ち、さらなる資質の向上を図ります。
- ・スリムでコンパクトな自治体運営を目指し、民間で可能な事業については、積極的に民間委託を進めます。

(2) 歳入確保に向けた取組

- ・税をはじめ、保育料、使用料（下水道等）について、課税の対象把握を適正に行うとともに、滞納整理の強化、納税に対する理解促進に努めます。また、ふるさと納税の取組を推進し、寄付金の確保に努めます。
 - ①適正、公平な課税（賦課）
 - ・住民目線に立ち情報提供に努めるとともに、税金の申告や納付に関する的確な指導を行います。
 - ②効率的かつ効果的な徴収
 - ・口座振替の一層の促進を図るとともに、コンビニ納税の実施により納税者の利便性の確保に努めます。
 - ③関係徴収部署との連携
 - ・鳥取中部ふるさと広域連合の徴収機能強化や県との一元的な徴収体制の確立に努めます。
- ・運転免許試験場跡地や晩登育英会^{*2}からの寄付土地など、未利用財産を多く保有しており、売却や運用の取組を進めます。

【施策の目標】

項 目	平成26年度の実績	平成32年度の目標	備 考
財政調整基金の残高	15億872万円	15億円	
起債残高	84億9,964万円	60億円	
基幹税目の徴収率	現年：99.27% 滞納繰越：34.07%	現年：99.0%以上 滞納繰越：20.0%以上	町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税、介護保険料、後期高齢者保険料

【用語解説】

*1 実質公債費比率

一般会計のほか下水道などの特別会計も含めた借金の返済額が、町税など使い道が特定されない財源のうちに占める割合。

*2 晩登育英会

財団法人晩登育英会は大正3年に設立され、鳥取県立由良育英高等学校（現鳥取県立鳥取中央育英高等学校）の生徒に奨学金を支給してきたが、平成17年に解散。



北栄町まちづくりビジョン【改訂版】

策定 平成30年12月 発行 北栄町

編集 北栄町企画財政課

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

TEL (0858)37-5864 FAX(0858)37-5339

E-mail kikaku@e-hokuei.net

HP <http://www.e-hokuei.net/>